

宇那手火守神社社家 塩野家文書について — 神楽関係史料の翻刻と分析 —

錦織 稔之

はじめに

鳥根県古代文化センターが二〇〇九年に刊行した研究論集『中国地方各地の神楽比較研究』の中で、筆者は「出雲市域における近世神職神楽の実例」を著し、寛政五年（一七九三）成立の神楽台本を翻刻するとともに、それを書写した神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町）の社家田邊民恵政辰について紹介した。その後、その末裔である火守神社宮司の塩野清明氏の厚意により、同家所蔵史料の悉皆調査を行う機会を得た。現在までに四三〇点以上を確認しているが、内訳は刊本が一五〇点以上、刊本等の写本が一三〇点以上と典籍類が大半を占めている。帳面類や一紙物はそう多くは遺されていないが、それでも、「出雲市域における近世神職神楽の実例」を著した際に所在不明だった寛政五年神楽台本の原本を確認するとともに、元禄十一年（一六九八）に書写された謄本や、初出となる別の神楽台本、そして神楽役指帳も一点確認することができた（ただし、すべて断簡）。

本稿では、同家所蔵の神楽関係史料を紹介するとともに、同家がどのような経緯を経て神楽を受容するようになったのかを追跡していきたい。

一 火守神社について

同社は出雲市宇那手町に鎮座し、天平五年（七三三）成立の『出雲国風土記』に記された「火守社」（不在神祇官社）に比定されている。旧社格は郷社。現在、主祭神は櫛八玉命、配祀神は應神天皇・伊弉册命・大歳神・木花咲耶姫命等である。

同社が現在の形に合祀されて成立したのは明治以降のことであり、それ以前は久奈為神社熊野権現・八幡宮・火守神社・大歳神社・朝間権現の五社に分かれていた。現在の火守神社の社地には久奈為神社熊野権現と八幡宮が鎮座し、火守神社や大歳神社、朝間権現は別の場所に祀られていた。

社伝では、朝間権現（古くは白山権現）の勧請は寛喜三年（一二三二）、熊野権現の勧請は明徳三年（一三九二）とされる。それらを裏付ける同時代の史料はないが、現存する棟札で、中世期にさかのぼるものとしては、天文十二年（一五四三）の八幡宮の「建立」にかかるもの、天正三年（一五七五）の熊野権現の「造榮」にかかるもの、同じく天正三年の「火切大明神」（後の火守神社）の「造立」にかかるものがある¹⁾。

享保二年（一七一七）成立の『雲陽誌』には次のように記されている²⁾。

宇那手

熊野権現

事解男・速玉男・伊弉冉をまつる、天正十三年古志左京進長信造立の棟札あり、祭礼九月廿九日、七座の神事・湯立・獅子舞・百手の的あり、社の側に御手洗とてちいさき池あり、本社より十町はかりを経て涼池あり、馬留淵ともいふ、古神馬を飼たる所なり、

八幡宮

應神天皇・玉依姫・神功皇后を相殿にまつる、鹽治判官高貞の家臣小畑七郎勧請せり、天文年中古志六郎貞信造営の棟札あり、祭礼十月十五日、神子一人千早を著し、社司三人素襖袴にて一人神剣を振、笛太鼓にて、宇那手の御崎はよひみさき、三日三夜は夷射る、七日七夜

は舞遊、御本や御本哉とうたふなり、是古来よりの神事とす、本社
左右に稲荷・若宮をまつる、

火鑽明神

火鑽明神（火鑽） 訶遇突智（火鑽）・闇竈（火鑽）二神をまつる、天正三年古志貞信（貞信）建立、まつり日十一
月朔日なり、火鑽瀧とて高さ一丈、麓に瀧潭あり、広さ一丈五尺、早
魁の時里民群集して此瀧の下にて雫をすとなむ、側に荒神山あり、
大歳明神

天正五年古志貞信（貞信）建立棟札あり、祭日二月七日、本社側に荒神二ヶ
所あり、

朝間権現

菊理毘賣命（毘賣）をまつる、此地高山巖壁なり、十間に五間の平地あり、高
さ二丈横十五間の岩下に本社を造、側に五尺四方の立岩あり、若宮荒
神をまつる、垂跡年曆しれす、

（後略）

また、同家所蔵の史料から、基礎史料として、「神門郡神戸里五社御祭祀」
〔史料1〕と「指出帳」〔史料2〕を紹介しておきたい。

いずれの史料も、『雲陽誌』とは最大で四〇年程度の年代差はあるが、社
名や祭日など、基本的な事項に違いはない。ここで特筆すべきは、両史料か
ら熊野権現・八幡宮の十月十五日の祭礼には、「御頭之御神事」が行われて
いたことを知ることができる。主要な役回りを務めるのは、本願・ホウリ・
庄屋・年寄・両年の頭人（統人）、それに神主と神子。その次第は、頭人の
頭指（とうさし）から始まり、次いで入拍子を奏して、まずは殿様への「御神楽」。おそ
らく松江藩主の武運長久を祈願するものだったのではないだろうか。それか
らいよいよ「御頭之御神事」に入る。神主による〈御神舞〉、「山ノ大王」へ
の御供、再度氏子による〈御神舞〉もある。神子が氏子二人を伴って、中拍
子・早拍子が奏される中で「神勧請」の儀を行い、次いで氏子が真剣を手に

「悪魔祓」。さらに神子と氏子二人が弓矢による「悪魔祓」を行う。この後、
神主が「咒文」（祝詞）を奏上し、神子が鈴を手に採り舞って、若宮の託宣
が行われる。これがこの日の最も厳粛な、佳境となる儀式であったろう。
最後に頭人により「御湯立」が行われ、また獅子舞も演じられている。

なお、熊野権現は、後に久奈為神社熊野権現と称されるようになる。「久
奈為神社」とは、『出雲国風土記』に「久奈為社」（神祇官社）、「延喜式神名
帳」に「久奈為神社」と記された神社。『出雲国風土記』が再認識されるよ
うになったことにより主張され始めたと思われるが、管見の限り、初見は社
蔵の元禄七年（一六九四）の熊野権現棟札で、「粵雲陽神門神戸里久奈為之
社熊野神霊」との記述が見える。この主張は公的にも認められたようで、宝
暦十年（一七六〇）の「社号差出帳」（佐草家文書）にも、「宇那手村／一、
久奈為神社 社司 田邊直治」と記され、以後はその表記が続く。

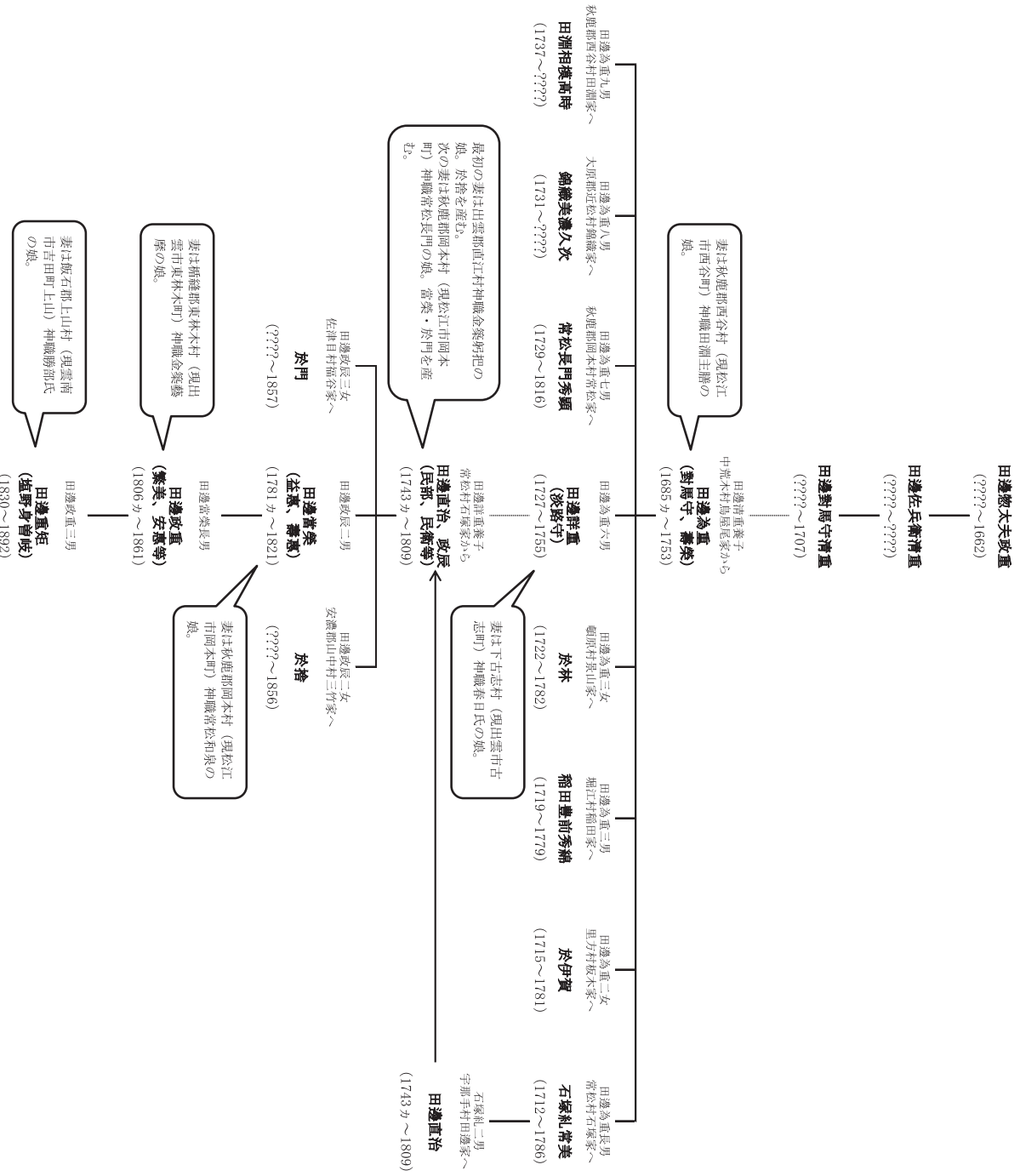
また、火切大明神（火鑽明神）も、宝暦十年（一七六〇）の「社号差出
帳」（佐草家文書）に、「同村／一、火守神社（社司）同人」とあり、これ
が「火守神社」表記の初出と思われる。社蔵史料では、明和二年（一七六五）
の棟札に、「奉建立火守神社一字」と記され、以後はその表記が続く。

二 塩野家について

同社の神主については、天正三年（一五七五）の熊野権現棟札に「神主勝
四良」とあるのが初見。次いで慶長九年（一六〇四）の八幡宮棟札に「神主
塩野弥四郎」という名が見える。

塩野家の家譜によれば^①、同家初代は寛文二年（一六六二）没の田邊惣
太夫政重となっている。同じ寛文二年の熊野権現の棟札には、二代の「神主
田邊佐兵衛尉藤原朝臣清重」の名が見え、寛文十二年（一六七二）の熊野権
現の棟札には、三代の「神主田邊對馬守藤原朝臣清重」の名が見える。

なお、同家の家譜では、二代と三代を別人として扱っているが、諱が共に
「清重」で、年代差もないことから、同一人物の可能性も考えられるのでは



【図1】田邊・塩野家略系図

ないだろうか。

家譜をもとに、主要人物だけを配した略系図を作成すると、**【図1】**のようになる。また、要点を以下に記す。

【四代 田邊為重（のち對馬守、壽榮）】

○生没年は、貞享二年（一六八五）カゝ宝暦三年（一七五三）。

○神門郡中荒木村（現出雲市大社町中荒木）の社家・鳥屋尾左近の四男で、三代 田邊清重の養子となる。

※杵築大社注連職鳥屋尾家の一門からの養子。

○妻は秋鹿郡西谷村（現松江市西谷町）の社家・田淵主膳の末女。

※寛永十六年（一六三九）に佐陀大社で「神能」を演じた田淵家⁴からの嫁迎。また、田淵主膳本人も、佐陀大社で享保六年

（一七二二）八月二十九日に執り行われた修覆のための外遷宮に際し、参集した一〇人の社家の中に「西谷主膳」として名が見え、

「湯立神事」と「七座神事」に関与している⁵。

○正徳元年（一七一二）、同家からは初めて吉田家より神道裁許状を受け、「祠官田邊對馬守藤原為重」となる（**史料3**）。

○嗣子および養子に出した五人のいずれも神職となり、神楽を舞った記録が神楽役指帳などに見える（後述）。二人の娘も社家に嫁ぐ。

※杵築大社注連職石塚家の一門である神門郡常松村（現出雲市常松町）の石塚家へ養子を送る。

※妻の実家である秋鹿郡西谷村の田淵家へ養子を送る。また、その田淵家とのつながりからであろうが、秋鹿郡岡本村（現松江市岡本町）の常松家にも養子を送っている。

○杵築大社の延享遷宮の「遷座祭」（延享元年（一七四四）十月四日）の際には、「湯立神事」「七座神事」の執行に加わっている。なお、常松石塚家へ養子に出した長男の石塚礼常美は、その際に杵築石塚家の代勤と

して注連主を務めている。

【五代 田邊詳重（のち淡路守）】

○生没年は、享保十二年（一七二七）カゝ宝暦五年（一七五五）。

○享保十二年（一七二七）に四代 田邊為重の六男として出生。

○妻は神門郡下古志村（現出雲市下古志町）の社家・春日氏の末女。

○寛延三年（一七五〇）、吉田家から神道裁許状を受け、「祠官田邊淡路守藤原詳重」となる。

【六代 田邊政辰（もと直治）（のち民部、民衛、民惠）】

○生没年は、寛保三年（一七四三）カゝ文化六年（一八〇九）。

○神門郡常松村の社家・石塚礼常美の二男で、五代 田邊詳重の没後に、十四歳で田邊家の嗣子となる。

※杵築大社注連職石塚家の一門からの養子。実兄（重意）と実弟（敬嘉）は後に杵築石塚家を継ぎ、杵築大社注連職となる。

○明和四年（一七六七）、吉田家から神道裁許状を受け、「祠官田邊民部藤原政辰」となる。

○初妻は出雲郡上直江村（現出雲市斐川町上直江）の社家・金築躬把の末女。次の妻は秋鹿郡岡本村の社家・常松長門の娘。後妻は飯石郡頓原村（現飯南町頓原）の社家・景山藤惠の妹。

【七代 田邊當榮（もと貞美）（のち益惠、壽惠）】

○生没年は、天明元年（一七八二）カゝ文政四年（一八二二）。

○妻は秋鹿郡岡本村の社家・常松和泉の娘。

○寛政十二年（一八〇〇）、吉田家から神道裁許状を受け、「神主田邊益惠藤原當榮」となる。

【八代 田邊政重（もと繁之進）（のち繁美、安恵、對馬）】

- 生没年は、文化三年（一八〇六）カ、文久元年（一八六一）。
- 妻は楯縫郡東林木村（現出雲市東林木町）の杜家・金築藝摩の末女。
- 文政四年（一八二一）、吉田家から神道裁許状を受け、「神主田邊繁美藤原政重」となる。

【九代 田邊重矩（もと潔雅）（のち美作、日向、塩野身曾岐）】

- 生没年は、天保元年（一八三〇）～明治二十五年（一八九二）。
- 妻は飯石郡上山村（現雲南市吉田町上山）の杜家・勝部氏の娘。
- 弘化四年（一八四七）、吉田家から神道裁許状を受け、「神主田邊美作藤原重矩」となる。
- 慶応元年（一八六五）、吉田家から一日法令衣冠許状を受け、「神主田邊日向藤原重矩」となる。
- 明治二年（一八六九）、塩野身曾岐と改姓名。

三 塩野家所蔵の神楽関係史料について

「はじめに」でも記したように、寛政五年（一七九三）神楽台本の原本を確認するとともに、元禄十一年（一六九八）に書写された謡本や、初出となる別の神楽台本、そして神楽役指帳も一九点確認できた。

三一 謡本・神楽台本

(一) 元禄十一年（一六九八）謡本写「式三番・合鼓切目・住吉能・塩舞能」
 (史料4)

昭和五十年代にコピー機で複写され、宇那手神楽保存会が複写本を所蔵していたことから、その存在は地元では知られていた。石塚尊俊氏が「切目の神楽考」(『山陰民俗研究』五、山陰民俗学会、二〇〇〇年)の中で、〈合鼓切目〉のみを翻刻している。今回、原本を確認できたことから、その全容を翻刻した。

表紙外題には「或三番・合鼓切目・住吉能・塩舞同」とあるが、二冊の謡本を書写し、合本にしている。一冊目は〈式三番〉で、寛文十二年（一六七二）八月に高橋氏（京都の高橋清兵衛カ）が開板・刊行したものを、元禄八年（一六九五）二月に宇那手村の多々納重時が書写している。二冊目は〈合鼓切目〉〈住吉能〉〈塩舞能〉で、奥書に開板・刊行年は記されていないが、元禄十一年（一六九八）五月に神門郡稗原村（現出雲市稗原町）の杜家・古瀬主典久長が書写したものを、多々納重時が借り受けて書写し、一冊目と合わせて元禄十一年（一六九八）に成立したと見受けられる。

なお、この多々納家というのは、代々久奈為神社熊野権現・八幡宮の「本願」を務めた家筋である。社蔵の棟札によれば、元禄七年（一六九四）十月朔日に久奈為神社熊野権現と八幡宮の両社で遷宮が行われているが、その「発起頭」を務めた人物が、実は多々納重時である。加えて、この遷宮に合わせて、現在まで伝世されている翁面も奉納されている⁽⁶⁾。

以上のことから、おそらくその翁面を活用するために、多々納重時は謡本〈式三番〉を元禄八年（一六九五）二月に書写したと推察できるのではないだろうか。

〈式三番〉や〈合鼓切目〉〈住吉能〉〈塩舞能〉の中身についての考察は後考に譲るとして、ここで一つ特筆しておきたいのは、巻末に記された次の記述である。

抑是ハ出雲国朝山郷稗原里一の宮の神主久長也、扱は当社毎歳の祭礼今月今日なり、嘉例神事祝詞をつとめうすると存候、きん上さいはい敬白、神司八を萬の神立、かんのう有は徳も有らん

能の語り口を真似て古瀬主典久長が台詞を創ろうとしている点である。このようにして、能の謡本をもとに「神能」の筋書きや詞章が創られていった様子が窺える。

(二) 寛政五年(一七九三) 神楽台本 (史料5)

この本も昭和五十年代にコピー機で複写され、宇那手神楽保存会が複写本を所蔵していたことから、その存在は地元では知られていた。拙稿「出雲市域における近世神職神楽の実例」で翻刻・掲載したが、今回、原本を確認し、複写本にはなかった頁などが存在したことから、再度その全容を翻刻した。

表紙の題簽は失われているが、〈弓鎮守〉〈切目〉〈荒神〉〈佐田〉〈住吉〉〈弓八幡〉〈八戸〉〈三韓〉〈惠美須〉〈田邑〉〈日御崎〉〈日本武〉の十二番が収められている。奥書に「寛政五癸丑年／六月日／田邊政辰写之」とあるが、その底本が何かは現時点では不明である。

この本をさらに書写した台本を一点確認している。出雲市斐川町神水の陰山家が所蔵する、文政五年(一八二二)に書写された「神代神楽式」である。同書には〈日本武〉を除く十一番が写されている。また、中野神楽保存会が所蔵する台本(明治十八／二十一年頃成立カ)は、様々な諸本を書写して構成されているが、ここでも〈日本武〉を除く十一番について、順不同で省略がありながらも、この本か、もしくはこの系統の本を写したと思われるほど類似点を見出すことができる。

なお、西角井正慶氏の著になる『神楽研究』(壬生書院、一九三四年)には、「資料第二」として各道府県の神楽報告が収録されている。その島根県の「國幣大社 佐太神社」の項目中に、「神楽能録(世に田鍋本と云ふもの)」(一六二頁)とあるのは、もしかするとこの書を指すのではないだろうか。

(三) 文化六年(一八〇九) 以前の神楽台本 (史料6)

今回初出となるのがこの本である。〈惠美須〉〈佐田〉〈大蛇〉〈岩戸〉〈日御崎〉の五番が収められている。年暦や作成者についての記載はないが、筆跡から田邊政辰の書で間違いのないと思われる。そのため、成立年を田邊政辰の没年である文化六年以前としている。奏神(末社ノ神)の語りの台詞が中心で、それ用に特化して作成されたと思われる。寛政五年の神楽台本に載る

同名演目の台詞と比べても、内容は大きく異なっている。例えば、寛政五年本の〈惠美須〉は「蛭児尊」の神徳を讃えるが、ここでは「事代主命」のそれを讃える。また、寛政五年本の〈佐田〉は神有月の由来について詳細に語るが、ここでは神集いの場となる各社のことや龍蛇についても触れている。寛政五年本にはない〈岩戸〉がここには載るが、この台詞は寛政五年本の〈切目〉のそれとほぼ同内容である。〈日御崎〉については、寛政五年本には奏神の語りがなかったため、ここに載る内容が新出情報と言える。日御崎における疫神撃退の古伝を、節分の追儺における疫神祓いと関連付けて説明している。

三二 神楽役指帳

(一) 神楽役指帳 〈竹生嶋〉〈田邑〉〈惠比酒〉〈足立原〉〈日御崎〉

(史料7)

断簡であるのが残念だが、〈足立原〉は、管見の限り、これまで出雲国内では享和四年(一八〇四)の神楽台本「神能集卷」(湯村勝部家旧蔵)、嘉永二年(一八四九)の同「出雲神代神楽之卷」(波多勝部家蔵)、そして年暦不詳の同「神能式」(忌部和田家蔵)でしか確認できなかった演目である。また、〈竹生嶋〉にしても、嘉永二年の「出雲神代神楽之卷」には登載され、現在でも奥飯石神楽では演じられているが、それ以外では演じられていない稀有な演目である。この二つの演目が神門郡で実際に演じられていただけでも驚きだが、さらに、ここに見える田邊壽榮(為重)は宝暦三年(一七五三)に没していることから、遅くともそれ以前のものとなり、現出雲市域で確認できる「神能」の記録としては最古のものになる。

なお、本書以下の神楽役指帳に見える神職を、一覧表にまとめて後掲しているの、参照頂きたい。

(二) 神楽役指帳 〈日御崎〉〈足立原〉〈八幡宮〉〈田邑〉 (史料8)

これも断簡であり、日付の記された箇所が失われてしまっているが、ここに見える田邊淡路は宝暦五年(一七五五)に没していることから、遅くとも

それ以前のものとなる。

断簡であるため、「神能」の四演目分しか確認できないが、演目の右横に付された数字から、少なくとも「神能」だけで一一演目が行われたと読み取ることができる。ここでも〈足立原〉が演じられている。

(三) 宝暦十二年(一七六二) 神楽役指帳 (史料6)

これも断簡だが、日付のある丁が遺されており、宝暦十二年(一七六二)と特定できた。この年に遷宮は行われておらず、十月十四日夜ということなので、恒例の久奈為神社熊野権現・八幡宮両社祭祀にあたって「七座神事」「神能」が行われたことが分かる。ただし、後述するが、同社の祭祀で「七座神事」が執り行われるのは、寛延年間(一七四八～五一年)以降、「五年廻り」となったようなので、毎年ではなく、四年に一度ということになる。「七座神事」は最後に〈手草〉が舞われ、「神能」は四番演じられている。

〈惠美須〉には配役の記載がないので、これは略されたのかもしれない。〈岩戸〉についても、立語り役の「奏」(奏神)を除けば、「神」と「跡」の二役のみなので、簡略化された演じ方だったように見える。

ここに記された八人のうち、田邊家とその親戚縁者で六人を占めており、それ故に遷宮などではなくても「神能」を演じることができたと捉えることもできる。

(四) 寛政五年(一七九三) 神楽役指帳「神戸里宇那手村熊野・八幡両社御供献上正定」(史料10)

断簡状態ではあったが、ほぼ復元できた神楽役指帳である。遺されていたのは表紙を含め三丁。表紙にあるように、「神有月十四日」、つまり十月十四日なので、これも恒例の久奈為神社熊野権現・八幡宮両社祭祀にあたる。

その次第は、「湯立神事」と「御供献上」が行われた後、「七座神事」として四つの舞が舞われている。〈祝文〉が通常的位置ではないが、これも「七座神事」に含まれば五番となる。〈御座〉を舞ったのは社司田邊民政辰の嗣子・貞美。彼は天明元年(一七八一)の生まれにあたるので、この年、数

えて一三歳。やはり〈御座〉は無官の少年に舞わせている。

「神能」も五番演じられている。【史料5】の神楽台本が写し終えられた直後にあたるので、それを活用しながら演じられたことと推察されるが、〈荒神〉は人手が足りなかったからなのか、もしくは改訂前の筋立てのままで行われたのか、「神」役は一人である。

ここに記された八人のうち、田邊家とその親戚縁者で七人を占めており、宝暦十二年時と同様、それ故に遷宮などではなくても「神能」を演じることができたと捉えることもできる。

(五) 文化十一年(一八一四) 神楽役指帳「新編権現社御湯立御神事神役正定」(史料11)

「神能」を伴う神楽は朝間権現でも行われていた。これも遷宮などではなく、十一月十日の恒例の祭祀に際して行われた神楽である。遺されていたのは表紙を含めて二丁分、どちらも破損は激しい。

「神能」にあたるものは〈神祭〉〈荒神〉〈切目〉〈三番〉。いずれも少人数で可能な演じ方をしている。〈三番〉を舞ったのは社司田邊壽恵當榮の嗣子繁之進。彼は文化三年(一八〇六)の生まれにあたるので、この年、数え九歳。その繁之進がもう一つ舞っている破損箇所は、おそらく〈御座〉であろう。

この日の神楽に関わったのは、確認できる者で、神職四人と巫女一人、子ども一人の計六人。古瀬家・宇多川家とも縁戚関係は認められず、同じ神職組でもない。古瀬家について言えば、隣村であることが招請の理由である。

(六) 慶応三年(一八六七) 神楽役指帳「宇那手村本居両社夜神楽神役正定」(史料12)

最も紀年の新しい神楽役指帳である。十月十四日なので、これも恒例の久奈為神社熊野権現・八幡宮両社祭祀にあたり、「宇那手村本居両社夜神楽」として神楽が執り行われている。遺されていたのは表紙を含め三丁。本文の

最初の丁が失われていると思われるため、「湯立神事」と「御供献上」が行われたかは定かではない。

「七座神事」で注目すべきは、「注連行事」がその中ほど、つまり〈勧請〉〈祝詞〉の位置に組み込まれている点である。本来ならば、「七座神事」終了後、法楽の「神能」までの間に、別立ての特殊神事として執行されるべき「注連行事」⁷⁾が、〈祝詞〉に代わるものとして「七座神事」の中に組み込まれている。明治時代以降、公祭式の導入によって、神職は「祭典」で〈祝詞〉を奏上し、「七座」や「注連行事」は神事から切り離され、いわば奉納行事として素人神楽に受け継がれていく。これなどは、「七座」に「注連行事」が組み込まれた構成の、まさに先駆けとも言える事例である。

「神能」は五番演じられている。〈山神祭〉はこれ以前の〈神祭〉と同内容のものだが、この演目名は古くから大原郡で多用されてきた名称であり、大原郡方面からの影響を感じさせる。それは続く〈諏訪〉についても言える。諏訪神ことタケミナカタが登場する演目は意外と新しく、万延元年（一八六〇）に大原郡上久野村（現雲南市大東町上久野）の勝部家で書き改められた神楽台本「神能記」⁸⁾の〈布津主〉が初見ではなからうか。そこでは「布津主（フツヌシ）」と「建御（タケミカツチ）」の両神を前にして、「武御名方神」が「芦原の中つ国」を奉り、諏訪の社に鎮まる筋立てになっている。改めて【史料12】の〈諏訪〉を見てみると、「神」役は二人で「跡」役は一人である。まさにこの神楽台本通りの配役となっている。なお、抗う神としてタケミナカタが描かれる神話だが、『古事記』や『先代旧事本紀』には見られるものの、実は『日本書紀』には存在しない神話である。そのため、この神楽台本以前の〈経津主〉⁹⁾や、神門郡の〈荒神〉¹⁰⁾などでは、両神が鎮める相手はタケミナカタではなく、前者では第六天の魔王、後者では素戔嗚尊となっている。この辺りの経緯については、既に中上明氏の先行研究がある¹¹⁾。

また、〈武甕槌〉についても、江戸時代の神門郡では確認できず、それが

万延元年の「神能記」には所収されている。ここでは「武甕槌神」「大己貴命」「国津神」の三神が登場する。【史料12】の〈武甕槌〉では、「神」役一人と「跡」役一人の配役である。神楽台本に則して考えれば、「神」が「武甕槌神」、「跡」が「大己貴命」であろう。後半の「武甕槌神」と「国津神」の戦いの場面については、先の〈諏訪〉と重なることから略されたと見ることもできよう。

以上、〈山神祭〉〈諏訪〉〈武甕槌〉の三演目について考察を加えた。この内、〈武甕槌〉については佐陀神能にも同じ演目名で、同じ筋立てのものが伝わる。ただし、その〈武甕槌〉を所収する最も古い神楽台本「中川本」には成立年の記載がなく、「紀元二千五百三十三年」（明治六年〈一八七三〉）には存在していたとしか言うことができない。

後藤蔵四郎氏は、大正九年（一九二〇）に著した『神代神楽書』のはしがきで、「一時は島根秋鹿よりも大原郡の神楽が盛んであったと見える。」と述べ、また、昭和三年（一九二八）に著した『出雲神楽能』では、「海潮系統」の神楽能について、「慶応から明治の初年の頃最も隆盛であつて、大原郡の神職にては、古瀬速水・吉岡科戸・土屋重親・晴木美織・白神幸麿等があり、是等の人から伝授を受けて現在にある神楽能の組は、海潮村に五組あり」とも述べている。

以上の背景を考慮した上で、〈山神祭〉〈諏訪〉〈武甕槌〉が演じられた事実を考えると、大原郡方面からの影響の可能性というものを十分指摘できるのではないだろうか。実際、社司田邊日向の妻は、飯石郡上山村の社家から嫁いでいる。大原郡と飯石郡の神職は、祭礼で互いに助勤し合うだけでなく、共に「神能」を演じたケースも報告されており¹²⁾、大原郡で改革された新しい「神能」について、田邊日向が知り得ていたとしても不思議ではない。明治時代以降、大原郡の素人神楽組は多数出雲大社教や出雲教の教団付属神楽団体に選任され、大原郡は「県下に於て最盛んに行はるる地方」¹³⁾と評されるまでになるが、その始原をここに感じさせる。

■宝暦3年（1753）以前の祭礼で神楽を舞った神職

| 神職等の姓名 | 本 務 社 | 備 考 |
|--------|---|---------------------|
| 田邊壽榮 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社） | ・社司 ・松浦家の幣下 |
| 石塚 紘 | 神門郡常松村（現出雲市常松町） ／八幡宮（現常世神社） | ・社司の実子 ・杵築大社注連職代 |
| 板木讃岐 | 神門郡里方村（現出雲市里方町） ／伊勢宮（現高浜神社） | ・社司の娘婿 ・松浦家の幣下 |
| 鳥屋尾璉 | 神門郡杵築宮内村（現出雲市大社町杵築東） ／杵築大社（現出雲大社） | ・杵築大社注連職 |
| 鳥屋尾連 | 神門郡遙堪村（現出雲市大社町遙堪） ／阿式社（現阿須伎神社） | |
| 宇多川織衛 | 神門郡矢野村（現出雲市矢野町） ／矢野神社（現八野神社） | ・朝山家の幣下 |
| 田邊左近 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社）カ | （未確定） |
| 位智 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社）カ | （未確定） |
| 常松位智 | 神門郡常松村（現出雲市常松町） ／八幡宮（現常世神社） | |

■宝暦5年（1755）以前の祭礼で神楽を舞った神職

| | | |
|-------|---|---------------------|
| 田邊淡路 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社） | ・社司 ・松浦家の幣下 |
| 石塚 紘 | 神門郡常松村（現出雲市常松町） ／八幡宮（現常世神社） | ・社司の実兄 |
| 石塚儀司 | 神門郡杵築宮内村（現出雲市大社町杵築東） ／杵築大社（現出雲大社） | ・石塚紘の実子 ・杵築大社注連職 |
| 板木讃岐 | 神門郡里方村（現出雲市里方町） ／伊勢宮（現高浜神社） | ・社司の義兄 ・松浦家の幣下 |
| 板木伊与 | 神門郡里方村（現出雲市里方町） ／伊勢宮（現高浜神社） | ・松浦家の幣下 |
| 鳥屋尾璉 | 神門郡杵築宮内村（現出雲市大社町杵築東） ／杵築大社（現出雲大社） | ・杵築大社注連職 |
| 鳥屋尾保 | 神門郡中荒木村（現出雲市大社町中荒木） ／恵美須社（現恵美須神社） | ・社司の父の実家 ・秦家の幣下 |
| 鳥屋尾土佐 | 神門郡矢尾村（現出雲市矢尾町） ／八幡宮（現高浜八幡宮） | ・松浦家の幣下 |
| 古瀬式部 | 神門郡稗原村（現出雲市稗原町） ／星宮明神・市森明神（現市森神社） | ・朝山家の幣下 |
| 神子 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社）カ | （未確定） |

■宝暦12年（1762）の宇那手村久奈為神社熊野権現・八幡宮祭礼で神楽を舞った神職

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 田邊直治 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社） | ・社司 ・松浦家の幣下 |
| 石塚 紘 | 神門郡常松村（現出雲市常松町） ／八幡宮（現常世神社） | ・社司の実父 |
| 鳥屋尾土佐 | 神門郡矢尾村（現出雲市矢尾町） ／八幡宮（現高浜八幡宮） | ・松浦家の幣下 |
| 板木志富（もと讃岐） | 神門郡里方村（現出雲市里方町） ／伊勢宮（現高浜神社） | ・社司の義叔父 ・松浦家の幣下 |
| 板木主馬 | 神門郡里方村（現出雲市里方町） ／伊勢宮（現高浜神社） | ・松浦家の幣下 |
| 古瀬式部 | 神門郡稗原村（現出雲市稗原町） ／星宮明神・市森明神（現市森神社） | ・朝山家の幣下 |
| 錦織美濃 | 大原郡近松村（現雲南市加茂町近松） ／三躰妙見（現近松神社） | ・社司の叔父 ・内田家の幣下 |
| 有理 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社）カ | （未確定） |

■寛政5年（1793）の宇那手村久奈為神社熊野権現・八幡宮祭礼で神楽を舞った神職

| 神職等の姓名 | 本 務 社 | 備 考 |
|--------------|---|---------------------|
| 田邊民恵政辰（もと直治） | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社） | ・社司 ・松浦家の幣下 |
| 田邊貞美 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社） | ・社司の妻子 ・松浦家の幣下 |
| 石塚頼衛 | 神門郡常松村（現出雲市常松町） ／八幡宮（現常世神社） | ・社司の実弟 |
| 稲田禾穂 | 神門郡堀江村（現出雲市平野町） ／大土明神・八幡宮（現大土神社） | ・社司の従兄弟 ・一社立 |
| 板木穂中 | 神門郡里方村（現出雲市里方町） ／伊勢宮（現高浜神社） | ・社司の従兄弟 ・松浦家の幣下 |
| 板木仲躬 | 神門郡里方村（現出雲市里方町） ／伊勢宮（現高浜神社） | ・板木穂中の嗣子 ・松浦家の幣下 |
| （古瀬）満穂 | 神門郡稗原村（現出雲市稗原町） ／星宮明神・市森明神（現市森神社） | ・朝山家の幣下 |
| 阿理 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社）カ | （未確定） |

■文化11年（1814）の宇那手村朝間権現で神楽を舞った神職

| | | |
|---------|---|---------------------|
| 田邊壽恵 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社） | ・社司 ・松浦家の幣下 |
| （田邊）繁之進 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社） | ・社司の妻子 ・松浦家の幣下 |
| 古瀬満穂 | 神門郡稗原村（現出雲市稗原町） ／星宮明神・市森明神（現市森神社） | ・朝山家の幣下 |
| 古瀬求馬 | 神門郡稗原村（現出雲市稗原町） ／星宮明神・市森明神（現市森神社） | ・古瀬満穂の嗣子 ・朝山家の幣下 |
| （宇多川）浮津 | 神門郡矢野村（現出雲市矢野町） ／矢野神社（現八野神社） | ・朝山家の幣下 |
| アリ | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社）カ | （未確定） |

■慶応3年（1867）の宇那手村久奈為神社熊野権現・八幡宮祭礼で神楽を舞った神職

| | | |
|-------|---|----------------------|
| 田邊日向 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社） | ・社司 ・松浦家の幣下 |
| 田邊主殿 | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社）カ | （未確定） |
| 板木讃岐 | 神門郡里方村（現出雲市里方町） ／伊勢宮（現高浜神社） | ・松浦家の幣下 |
| 鳥屋尾信濃 | 神門郡矢野村（現出雲市矢野町） ／八幡宮（現高浜八幡宮） | ・松浦家の幣下 |
| 宇多川志摩 | 神門郡矢野村（現出雲市矢野町） ／矢野神社（現八野神社） | ・朝山家の幣下 |
| 宇多川和泉 | 神門郡矢野村（現出雲市矢野町） ／矢野神社（現八野神社） | ・朝山家の幣下 ・宇多川志摩の嗣子 |
| アリ | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社）カ | （未確定） |
| アリ | 神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町） ／久奈為神社熊野権現・八幡宮（現火守神社）カ | （未確定） |

最後にもう一つ、余談を記しておきたい。伊原青々園（本名・敏郎）（一八七〇～一九四一）の手記に「出雲神楽の思い出」というものがある。これは彼の死後、活字化され、『傳承』第二号（山陰民俗学会、一九五九年）に掲載されているが、そこに次のような記載がある¹⁴⁾。

○余が幼児には神能とはいはず神楽といへり。

○神官は氏神の祭に七座だけを舞ひたり。其の次に神楽を舞ひしは只一度見たり。宇那手の神官が八岐大蛇を演じたり。此れが当人の得意なりし由。

年代を考えると、青々園が現在の出雲市大津町で過ごした一八七四年から八四年までのことと思われるが¹⁵⁾、その頃の火守神社の社司は塩野身曾岐にあたる。彼は旧藩時代には田邊日向重矩を名乗っていた。この慶応三年の神楽でも、田邊日向は（八頭）で「大蛇」を演じている。やはり若い頃からそれを得意としていたであろうことが察せられる。

三―三 同社における神楽についての由緒を記した書

（一）「演説書」（幣頭松浦織司との争論に付）（史料13）

田邊政辰が文化三年（一八〇六）に記したと思われるものである。冒頭部分で同社の祭礼や家格の沿革が述べられている。「七座神事」は、往古は毎年、その後元禄の頃までは隔年で執り行っていたが、寛延年間（一七四八～五一年）からは「五年廻り（＝四年に一度）」に執行するように縮小したと記す。また、以前は「一社立」であったが、元禄十年（一六九七）からは「幣頭附」となり、幣頭松浦家（矢尾村（現出雲市矢尾町））の幣下に組み込まれたと言う。幣頭との約諾により、「祭礼七座」「臨時之七座」は従来通り田邊家の随意に行うが、「遷宮清メ神事」については幣頭を招請し、祝詞を務めてもらうことになったと記す。

三―四 その他

（一）「神道常談秘説」上下巻（史料14）

上下巻からなり、奥書には「安永九年／庚子二月日 田辺政辰敬書」

とある。同本が内神社（松江市大垣町）の宮司家にも伝わるが¹⁶⁾、そちらには紀年がなく、そのため、この書に安永九年（一七八〇）という書写年が記してあることはとても重要な意味を持つ。現在確認されている中においては、「神能」の成立伝承について記す史料として最も古い段階のものとなる。

つまり、宮川兵部少輔秀行が、佐陀大社の御座替祭の法楽に「神能」を導入したとする伝承が、遅くとも安永九年までは遡ることができると言える。

なお、本書と内神社本を校合すると、本書に抜けている文が内神社本には存在する。あくまで全文での校合ではなく、「神能」の箇所に限った校合なので早計な判断はできないが、オリジナル本により近いのは内神社本と言えるかもしれない。

おわりに

以上、塩野家所蔵の史料を紹介してきた。最後に、同家がどのような経緯を経ながら神楽、特に「神能」を受容していったのかをまとめておきたい。

〔第一の契機〕

元禄七年（一六九四）、宇那手村八幡宮の遷宮が契機。

「本願」の多々納重時が主導。翁面の奉納、謡本の書写が行われた。

〔第二の契機〕

十八世紀前半、中荒木村鳥屋尾家から為重が田邊家に養子入りしたことが契機。

杵築大社注連職の鳥屋尾家・石塚家と縁戚関係に。また、秋鹿郡の杜家田淵家・常松家とも縁戚関係になった。

宝暦三年（一七五三）以前から、宇那手村では「神能」を行っている。現

在確認できた中においては、出雲市域で最も古い「神能」を演じた記録である。杵築大社注連職の協力があったればこそとも思えるし、秋鹿郡方面からの伝授の可能性も考えられる。いずれとも推測できるほどに、縁戚関係が広がりを見せている。また、田邊為重だけでなく、彼の六人の息子たちも神職となり、「神能」の演じ手になっている。

〔第二の契機〕

十八世紀後半、常松村石塚家から政辰が田邊家に養子入りしたことが契機。

杵築大社注連職石塚家との縁戚関係は継続。また、秋鹿郡の社家常松家との縁戚関係も継続。

宇那手村での「神能」は連綿と行われ続けている。杵築大社注連職の協力がなくても、縁戚の神職を中心に可能なほどに。

田邊政辰は近郷各地の神社祭祀でも招請されて「神能」を演じている。遺された膨大な蔵書から様々な学問分野に関心が高かったと見える政辰だが、神楽への関心・造詣も極めて深かったようで、二冊の神楽台本を書写して伝え遺している。この二冊以外にも神楽台本を所蔵していたことは確かで、その別本を比布智神社社家の春日由緒易重が借り受けて書写している¹⁷⁾。

田邊政辰後の十九世紀以降においても、宇那手村で「神能」は連綿と行われ続けているが、傾向として、縁戚の神職に頼ることがなくなり、同じ幣下の神職組や近隣の神職を招請して行う方向に代わったように見て取れる。要は、「神能」が普及し、どこの神職だろうと、それを演じることができるようになったことの表れとも言えるかもしれない。

なお、今回提示した神楽役指帳はいずれも恒例の祭礼（例祭）に際して行われたものである。これまで確認されてきた江戸時代の出雲神楽に関する神楽役指帳は、そのほとんどが遷宮時のものであった。遷宮であれば、幣頭が

上位に立ち、〈祝詞〉を奏上することから、幣頭とその幣下神職が多数参集することになる。これに対し、例祭の神楽であれば幣頭は必ずしも関わらない。つまり、例祭の神楽役指帳からは、幣頭が関わらない常時の神楽がどのように営まれていたのかを窺い知ることができる。

これまで実際のところ、佐陀大社のような触頭社や幣頭社クラスの神社を除けば、遷宮祭や特別の臨時祭ではない常時の祭礼において、「神能」まで行うことが可能だったのか疑問もあった。それがこの度の史料により、「五年廻り（＝四年に一度）」とは言え、常時の祭礼でも「神能」が行われ、具体的な演目の数や演じ方、参集する神職と社司との関係性など、明らかになったことは少なくない。

以上のことから、塩野家に伝えられた神楽関係史料の数々は、江戸時代の神職神楽の実態を解明する上で、貴重な情報を提供してくれたと言える。

謝辞

本稿執筆にあたっては、研究の趣旨を理解し、史料の調査・公開に快諾頂いた火守神社宮司の塩野清明氏に深く感謝申し上げます。また、御令姉の上ヶ原萬知子氏、元宇那手神楽保存会長の本田義則氏からも多大なご協力を賜りました。ここに記して感謝の意を表します。

註

- (1) 長谷川博史『出雲古志氏の歴史とその性格』（古志公民館、一九九九年）
- (2) 『大日本地誌大系 雲陽誌』（雄山閣、一九七一年）
- (3) 六代田邊政辰により書き始められ、現在まで書き続けられている「田邊姓家系」（「堅帳」）や、過去帳「田邊家氏系」（「折本」）を参照。
- (4) 『神道大系 神社編三十六 出雲・石見・隠岐国』（神道大系編纂会、一九八三年）、八七～九〇頁。また、関連部分を改めて翻刻し直したものが、拙稿「大土地神楽に見る「素人神楽」の歴史と地域社会」『いづも財団叢書3 出雲びとの信仰と祭祀・民俗・芸能』（今井出版、二〇一六年）、一二三～一二四頁。

- (5) 前掲、『神道大系 神社編三十六 出雲・石見・隠岐国』に所収の「佐陀社頭日記（正仍日記）」、一二三～一二四頁
- (6) 翁面自体には「宇那手」とのみ彫られているが、面箱の内底に「元禄七年／翁箱／戊十月吉日」と墨書がある。
- (7) 拙稿「出雲神楽における七座の〈勧請（神降ろし）〉について——近世役指帳に見える〈注連行事〉の分析から——『山陰民俗研究』15（山陰民俗学会、二〇一〇年）
- (8) 『島根県古代文化センター調査研究報告書8 大原神職神楽』（島根県古代文化センター、二〇〇〇年）に翻刻掲載。
- (9) 前掲、『島根県古代文化センター調査研究報告書8 大原神職神楽』に翻刻掲載の、天保一五年（一八四四）神楽台本所収の〈経津主〉。
- (10) 本稿に翻刻掲載の、寛政五年（二七九三）神楽台本所収の〈荒神〉。
- (11) 中上明「荒神」から「国譲」へ——神楽能の変遷——『山陰民俗研究』16（山陰民俗学会、二〇一二年）。ただし、万延元年（一八六〇）「神能記」所収の〈布津主〉は見落とされている。
- (12) 面坪紀久「出雲国における宝物開帳とその展開——須我神社三十三年目宝物開帳を事例として——『日本書紀と出雲観』（島根県古代文化センター、二〇二一年）では、文政二年（一八一九）の諏訪大明神（現須我神社）での「神能」に際し、飯石郡から三名の神職が参集した事例を紹介している。なお、その内の一人、佐藤信濃（多久和村〈現雲南市三刀屋町多久和〉）は上山勝部家と同じ神職組に属している。
- (13) 清水眞三郎「神能の由来」『島根県神職会要報』三三三号（島根県神職会、一九一四年）。本書に再録。
- (14) 伊原青々園「出雲神楽の思い出」『傳承』第二号（山陰民俗学会、一九五九年）、二二～二三頁
- (15) 利倉幸一『青々園・伊原敏郎』（伊原家蔵版、一九四二年）
- (16) 品川知彦氏（島根県立古代出雲歴史博物館学芸部長）の教示による。
- (17) 拙稿「出雲市域における近世神職神楽の実例」『中国地方各地の神楽比較研究』（島根県古代文化センター、二〇〇九年）、一四九～一五四頁

史料編

史料翻刻の凡例

- 史料の名称は、表紙外題等があるものはそれに従い、そうでないものは筆者が仮に名付けた。
- 旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、地名や人名などの固有名詞は原文表記のままにしている。
- 変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江(え)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)などは小書きにしてそのまま用い、合字の方(より)もそのまま用いている。
- 誤記と思われる箇所は、傍らに“()”を付して正した。ただし、断定できないものは“()カ)”と推定される字句を付すか、そのままに“(ママ)”としている。
- 破損や虫喰い等で解読困難な箇所は、文字数が確認できれば“□□”、そうでなければ“「」”で示している。
- 原文と異なる箇所で行改行する場合は、行末に“「」”を挿入して示している。
- 名前の下に付される印・花押は、実際にそれがあつた場合は“(印)”“(花押)”と()書きで記し、案文や写などで印・花押・判などと記されているだけの場合は()で囲まずに記している。
- 読み手の利便を図るため、適宜、読点(、)や並列点(・)を加えている。

【史料1】

〔年代〕宝暦五年(一七五五) 九月以前
 〔名称〕「神門郡神戸里五社御祭礼」
 〔様式〕 縦22.6cm×横16.1cm
 〔所蔵〕 塩野家(目録番号四一四七)
 〔備考〕 田邊淡路は宝暦五年九月一日に死去しているため、それ以前のもの。

【表紙】

神門郡神戸里五社御祭礼

【本文】

宇那手五社祭祀記

熊野権現 正月三日
 六月十五日

九月廿九日御祭

一入拍子

一殿様 御神楽

御神楽、本願・庄屋・年寄・惣氏子中

八幡

権現 両社、従両統人御供御喰献上

神在月十五日御祭

本願・ホウリ・庄屋・年寄・兩年之

御頭人寄、統指仕候次第

御幣、右人数江渡 膳

長餅 大根 イモ

貴人、来年之御統者、何れへ御当候哉

神主、当年御統成就仕、目出度候

来年之御統者、何銘某殿江

御当候間、阨分信心ケツサイ仁御

宇那手村

代宮屋

開可被成候、統指成就、神主齋初、
 右人数次第廻、将又来年之
 御統目出度之漚、本願齋初

一入拍子

一殿様 両社御神楽

両社御神楽、本願・ハウリ・庄屋・年寄・兩年ノ統人
 惣氏子中

御神事

一御神舞

神主舞初

一神御幣立

山ノ大王之御膳、供具六

一御神舞

氏子

ヲハケヲトリ

中拍子神勸請

一氏子 上下

御供久米祓幣

一神子 千早

御供久米祓幣

一氏子 上下

御供久米祓幣

中拍子仁而次第早拍子神勸請

右三人弓矢

一氏子 以真釵 悪魔祓

宇那手の御崎ハよいミさき

三日三夜ハ郷にたつ

七日七夜ハ舞遊ゴランヤ

悪ノ矢放、右之通、矢放

一咒文 神主

一若宮御詫 神子 鈴、千早

神主 幣

若宮と色能き花をくらふれハ

猶若宮ハ色まさりする

一御湯立 従統人

一獅子

一大歳明神 二月七日

一火鑽明神 霜月朔日

一朝間権現 霜月十日

宇那手村

代宮屋

田辺淡路 書之

【史料2】

〔年代〕 宝暦十一年（一七六一）二月
 〔名称〕 「指出帳」
 〔様式〕 縦帳、縦26.5cm×横18.3cm
 〔所蔵〕 塩野家（目録番号三一四）

【表紙】

宝暦十一年
 指出帳
 辛巳
 二月日
 田邊直治
 控

【本文】

指上申一札之事
 一 熊野権現
 正八幡宮
 中田老反式敵拾八歩、御供田御免地御座候、此御供田
 但之儀は毎年御祭礼御頭之御神事入料米ニ仕来候、
 尤凶作二付、余米無御座候時は氏子中々手合仕、神事仕来候

一 火鑽社 一朝間権現 一大歳社
 但右三社ニは御供田免地敷地等無御座候

右之通、少茂相違無御座候、若不埒之儀も有之、
 後日相知候ハ、如何様ニも可被仰付、此段宜被仰上可被下候、以上

宝暦十一巳二月日
 幣頭
 松浦織司殿
 宇那手村神主
 田邊直治

【史料3】

〔年代〕 正徳元年（一七一）六月十七日
 〔名称〕 「神道裁許状（恒例裁許状）」
 〔様式〕 一紙、縦44.0cm×横57.0cm
 〔所蔵〕 塩野家（目録番号一一一）

雲州神門郡宇那手村熊野権現・八幡宮・
 大歳大明神・朝之間権現・火鑽大明神五社之
 祠官田邊對馬守藤原為重、恒例之神事
 参勤之時、可着風折烏帽子狩衣者
 神道裁許之状如件
 正徳元辛卯年六月十七日
 神祇管領長上從二位侍從卜部朝臣兼敬（印）

【史料4】

〔年代〕 元禄十一年（一六九八）
 〔名称〕 「式三番・合鼓切目・住吉能・塩舞能」（謄本写）
 〔様式〕 縦半帳、縦17.7cm×横13.3cm
 〔所蔵〕 塩野家（目録番号四一―二八）
 〔備考〕 詞章の傍らにゴマ点などの符号や注記が付され
 ているが、それらの翻刻は略した。

【表紙】

或三番
 合鼓切目
 住吉能
 塩舞同

【本文】

式主番

とらり、たらり、たらり、たらり
あかり、ちりやたらり、ちりやたらり

切目
住吉
塩舞

上紙
古瀬氏主典

シテ

式三番

とう／＼たらり、たらりら、たらり
 あかり、ら／＼りとう 地 ちりやたらり
 たらりら、たらりあかり、ら／＼り
 とう シテ 所ちよまで、おハしませ
 シテ 鶴

地

我等もせんしうさふらハう 地 さいわひ
 と亀とのよわひにて シテ とう／＼
 こゝろにまかせたり 地 たらり
 たらり ちりやたらり、たらりら
 たらりあかり、ら／＼りとう センサイ
 なるハ

地

瀧乃水、鳴はたきの水、日ハ照とも
 たゑすとうたり、ありう、とう／＼
 センサイ たゑすとうたり、常に
 センサイ 君に千年をへん
 とうたり

事は、天津乙女の羽衣よ、なるハ 地 たゑすとう
 たきの水、日ハ照とも 地 たゑすとう
 たり、ありうとう／＼ 地 あり

まきや、とんとや、ひろはかりや 角
 とんとや 座して居たれとも

まいらふれんげちや、とんとや
 千早ふる、神のひこさのむかし

シテ
 より、此所久しかれとそ、いわひ

地

そよやりちやや シテ 凡千年の

鶴ハばんせいらくと、うたふたり

又萬代の池乃龜はこうに

三極をいたゝひたり、なきさの

いさこ、さくくとして、あしたの

日乃色をろうす たきの水、れ

いゝとしつかにおちて、よるの

月あさやかにうかんたり 天下

泰平、国土安穩の、今日の御きたう

なり ありはらや なじよのおき

なども、おきなどもとよ 地 あれ

ハなじよのおきなども、そうやいつ

くのおきなども シテ そうよや 千秋

萬歳の悦ひのまいなれば、一舞

まハふまんさいらく 地 シテ

シテ、ロノ中ニテ 地

長久田万息災延命、今日之御祈祷也

三番初日

おさひ、く、おふ、よろこひありや

我か此所よりも外へはやらし

とそおもふ

サンハ 物に心得たる跡の太夫殿にけん

サンハ さう申さふ センサイ ちやうと参つて候

たか御立てそ センサイ 年比のほうはい

つれともたち、御身跡のために罷

立て候、今日のさんは猿樂、きり

くろいぜうどの

くろいぜうどの

ぜうか今日の御きたうを千秋

萬歳所はんしやうと舞納ふする

事は、何よりもつて、やすさふ

先跡の太夫殿ハ本の座敷に

おもくくと御なおり候へ センサイ 某か

本の座敷へなをらふする事は

ぜうとのゝ舞よりいとやすうさふ

御まいなふては直り候まし

サンハ あらやうかましや センサイ さらは鈴を

まいらしやう

二日

おさへおふ、悦びといふ文を得てか

さねて所知にそ、くたりける

物に心得たる跡の太夫殿にそと

けんさう申さふ センサイ ちやうと参つ

て候

サンハ あと、申所にちやくとの御立、

先以祝着申て候

サンハ 跡の太夫殿に申たき事の候

にて候そ

羽をつらね、早苗おつ取て打上て

うたふたい、面白ハなく候か

面白物にて候

を田うたふしにてよび申さふか

御こたへあらふするか

こたへ申さう

く、あとのや、あとのや

こたへ申さふそ

やつとそ、ことふる物なれとつ

とおひてあさつてのわたり

御こたへすい

立尤にて候、今一度御呼候へ、言葉

の下よりこたへ申さう

候か

の、く、あとのや、あとのや、あとの、

く、あとのや、あとのや

なそと、く、なそのたまへぜう殿

なそと、く、跡の、く、あとのや、く、

なそとよ

三日

おさへ、く、おふ爰をどことぞととふ

たればびたつ長者の本かや

物に心得たる跡の太夫殿にそとけん

さう申さう

それかしかよひ申処にはやくとの御

立、先以祝着申候

跡の太夫殿を目利いたひて候

御覽して候そ

言語道断御目かきいて候、又色の

くろいぜうとのを目利いたひて候

何と御覽して候そ

茂子徳人にて候、子を拾人持て候か

五人ハ玉をのへたるやうなる

むすめにて候、下五人ハるりをのへ

たるやうなる女子にて候

先ハ

そろひて候 **サンハ** 拾人の子を車座

におゐて一口に呼やうに名を

付て候 **センサイ** 何と御付候そ

取違て、おとよけきよたつ松いる

松だんたらいなごにかいつくひつ

く火うちぶくろにふらりと付

て候 **センサイ** あら目出度や一差御舞

候へ

右此本者、観世左近入道章句
写之、并秘蜜之拍子亦附之、且

往々所板開之本仮名使之誤

不少、今改正者也

寛文十二年八月吉日高橋氏板

雲陽神門郡宇那手村

于時元禄八二月日 源氏多々納重時

サシ

(合鼓切目)

それ天照御神、岩戸にろふきよし

たまひしかは、昼夜のわかちなき

事を、八百万の神たちなげき、岩

戸乃前にあつまりて、神樂をささ

して舞たまふは、此たきに天

よりかつこ、ふりくたる **クセ** 夫より

も津の国乃、鼓の瀧とは申なり、

神々ハ此大鼓とりて、うてども

音も出ず、切目の尊す、み出

てんこ、とくしやうしゆつ、しんく、く

やうとうてばなる、又いわく

いげがふまんかい、かはいと、打ならず、

たむげのかくら、こゑすみて、をが

たまの木乃枝に、きりくささ

くの鈴を付、ちはやの袖をふり

かさし、まいうたふそのひまに

岩戸をすこしひらきたまいし

かは、日月ひかりかゝやきて、もと

のことくになりけり、かゝる

めてたき大鼓とて、今に絶せぬ神

かくら、こゑ添て打なみの、鼓の

数はよもつきし、君か代も神の世

も、幾久方の、あまの日月、国の

たからとなる大鼓、ぬしはたれ

ともいさしらし **ワキ** ありかたし、く、

ありかたきは時、多かたきハともなる

へし、迎ノ事にかつこを打て御見せ

候へ **シテ** もとより鼓は、なみの音

浪の鼓を、うつたひに、く、岩戸

のいにしゑ思ひ出で、やはんらく

乃、大鼓の拍子、とろくはらく

ほろとうちならせは、神はのふ

じふ、我は霧目の尊そとて、く、

はん歳の道に、いりにけり

(住吉能)

住吉の、岸による浪よるさへや、ゆめ

のかよいち、人目よふらん、おもしろ

乃浦のけしきやな **シテ** 我ごつ

しやうを出しより **同** こゝ住吉といふ

しての、神代乃三つのむしろこそ

敷島の外までおさめきむ **シテ** 月や

あらむ **地** 春やむかしのはるならん

シテ 我身ひとつは、本の身にして、く、

(地) おもしろや、ありかたや

(地) 国をおさむる、舞の手に、く、

万さいくまん万さいと、ふむ足音

に、悪魔もおそるゝこゑなれや

実日の本の、神あそひ

キリ 扱又三種の神器の内に、く、

(地) しんしのとくは、三津穂の国の絶

せぬおして、宝劔のとくは、おん

できをはらひ、ないしところの、三つ

たから、たゝたのため、く、しめしか

はらぬさしも草、われ世の中に

あらんかきり、我世の中にあらん

かきり、この歌の道こそ、めてたけれ

(塩舞能)

昔かわらぬ、ものとは、く、古き社

の森とかや、をしゑにも誠の道

にかなひなは、いのらすとても守らん

と、伊勢の社の此神も、末社にたゝ

せたまひけり、諸トモにおかみて、おほん

たすけをいのらん **シテ** 実や八雲の歌

は此神のはしめ八重垣の明神乃

御事なり、神代もとおく名計のこる、

ましてやしゆしやうをいとハさらんぬ

夫人間は万物の長として、忝も

一心に雨土をくそくせり、さどれば一心

の身、和にざし、まよへはきんじう・

木石乃ことし、父子兄弟たりと

いへとも、よくしん内にふくめは、とんにてきとうといへり、かゝるさいじ

の庭にこそ、ぐにん乃惡逆をたよりとして惡魔きたつてわさハひをな

せり、うしほをそゞき、はらひのけて御神事をなすへきなり 日も

くれぬ、さくさめのとよはやとじよ、心のやみに我まとわすなど、実や

世の中ハ、何をへたてん八重垣の、うちとにかへる事もなし、されは

日の本ハ、なとかくもらん鏡池、にこらし物を人心、六根色躰におほれ

つゝ、しんよくのちりつもあり、やみにまよふ世の中乃、あを人草の

露の間も、たゞ打払へむねの雲、しなどの風乃吹くれば、残れるつ

ミはよもあらし、しからはしんも、うけとけて、あふにかないて則神とも

とおるし 中キリ とおるし 十惡の、一、五逆乃とかのみそぎにて

猶も塩をきよめん キリ おんがくりよりつこのろくに、く、

八重垣明神あらはれたまひ、天長地久波風国土、おさまりて、民も豊に

地福をほとこし、惡魔かうふく・さい厄しやうじよの御塩を清め、さい厄

しようしよの御しほをきよめて、神

ハ社に入にけり

右此本進藤久右衛門章句

以写之、并秘蜜之拍子附之、且往々所板開之本仮名使之誤

不少、今改正者也 雲陽神門郡種原村 于時元禄十一戊寅五月日 藤原久長

抑是ハ出雲国朝山郷種原里一の宮の神主久長也、扱は当社毎歳の祭礼今月今日なり、

嘉例神事祝詞をつとめうすと存候、嘉例神事祝詞をつとめうすと存候、

さん上さいはい敬白、神司八を萬の神立、かんとう有は徳も有らん

ひへ原村 古瀬主典

宇那手村

多々納氏書写

元禄十一

【史料5】

〔年代〕寛政五年（一七九三）六月

〔名称〕「神楽台本」

〔様式〕縦帳、縦22.3 cm×横16.5 cm

〔所蔵〕塩野家（目録番号四二一九）

〔備考〕詞章の傍らにゴマ点などの符号や注記が付され、また、「一セイ」と「次第」の手附も記されているが、それらの翻刻は略した。

【表紙】

題簽欠（左肩に剥落痕）

【本文】

一 切目

二 荒神

三 佐田 四 住吉

五 弓八幡 六 八戸

七 三韓 八 惠美須

九 田邑 十 日御崎

十一 日本武

(弓鎮守)

抑四弓止奉申者、座陳弓・發向弓・護治弓・治世弓

是四弓也、座陳弓ハ恐ミ天照大神、素盞鳴尊於レ天ニ高天原ヲ奪心有哉ト疑セ給テ武備ヲ以テ出

立給フ時用サセ給御弓也、發向弓者天稚彦、豊葦原ニ天降給フ時用給御弓也、護治弓者天

孫降臨之時前驅之神天來目命・天忍日命、惡魔退散之為用給フ御弓也、治世弓者地神弟

四火々出見尊、山幸之時用給フ御弓是也、神代之四弓ト云モ惡魔退散之為也、夫レ弓ハマガルヲ以テ

其業ヲナス、矢ハ直ナルヲ以テ徳ヲ顯ス事是レ神秘ニ而三種神器之徳也

日アカシノ訓

△東方、木ノ祖句々迺馳命、天八降魂命、元ト溼煮・沙塗煮、三生元木神青色東因形ノ出生雲霧霞雨ヲ退

ケ日月明ナル事ヲ徳トシ玉ヒ、千艸万木生長ノ事ヲ用トシ、春三月ヲ司リ、甲乙寅卯辰辰辰筋爪ノ本生青龍

角ノ律調酸味ヲ以テ肝ノ臟胆府ヲ養育シ玉フ ミナ見ユルノクン

△南方、火祖軻遇突智命、天三降魂命、元ト豊斟淨、二儀元火神赤色南三角煙燒之三ヲ為徳、燼寒汚

穢不淨塵芥ヲ燼燒シ清淨ヲ用トシ、夏三月ヲ司リ、丙丁巳午未舌血毛本生赤竜微之黃鐘ノ律調

苦味ヲ以テ心ノ臟小腸ノ府ヲ養育シ玉フ

日イニシノクン

△西方、金祖金山彦命、天合魂命、大戸道・大戸辺、
四殺元金神白色西半月冷性ノ三ツヲ為徳、刀劍鋒ノ
自在ヲ用トシ、秋三月ヲ司リ、庚辛申酉戌鼻皮
息ノ本生白竜商之平調ノ律調辛味ヲ以テ肺ノ
臟大腸ノ府ヲ養育シ

キタルノクン

△北方、水祖水波女命、天八百日魂命、元ト国狹槌尊、
一徳元水神黒色北円形湿性ノ三ヲ徳トシ、涼熱清
万薩ノ四性ヲ用トシ玉フ、冬三月ヲ司リ、壬癸亥子丑
耳骨齒ノ本生黒竜羽盤渉ノ律調鹹味ヲ以腎ノ
臟膀胱府ヲ養育シ

△中央、土祖埴安命、天八十萬魂命、元ト面足惶根尊、五鬼

元土神黄色中四角堅性ノ三ヲ為徳、万物生長四性安堵
成事ヲ用トシ、四季土用ヲ司リ、戊己丑未辰戌身肉乳
之本生黄竜宮一越ノ律調甘味ヲ以テ肝臟胃ノ府
養育シ玉フ

手神ノ歌

八雲立 伊弉諾 鹿香山 アサナサ
イトツカワスレン
神トルノ手草ノ枝ヲ折リカザシ
舞場ゾインニヨウ

切目

奏 現レ出タル者ハ切目ノ尊ニ奉仕ヘ末社
ノ臣也、夫レ神楽ノ起源ハ神世幽遠ノ昔
シ素戔鳴尊日神ノ御為ニ行事甚タ
無レ状品々陵侮、于時天照太神赫怒給ヘテ
天岩窟ニ入り座、岩戸ヲ閉テ幽居故ニ六合

ノ内常闇ニシテ昼夜ノ相代ルヲモ不知、諸神

等愁迷テ手足ノ岡厝シ、凡ソ庶ノ事火ヲ燈
シ弁レ之、高皇産靈尊八十万神達天ノ安河
邊ニ会合給ヒ、其祈ルヘキノ方便ヲ計リ給フ、
茲ニ思兼神深ク思遠ク慮テ常世ノ長鳴鳥
ヲ聚テ互ニ長啼セシム、今ノ鶏是也、又手力雄
神ヲ以テ岩戸ノ側ニ隠シ立テ、天兒屋根命・
太玉命ハ天ノ香鹿山ノ五百箇真坂樹ヲ
堤ニシテ、上ツ枝ニハ八坂瓊ノ五百箇御統ヲ懸
ケ、中ツ枝ニハ八咫ノ鏡ヲ懸ケ、下ツ枝ニハ青和
幣、白和幣ヲトリシテ、相共ニ祈禱給フ、亦
細女命ハ覆槽置、庭燎ヲ挙ケ、巧ニ俳優
シ、絃ヲ叩シ、調拍子ヲウチテ、手ヲ伸ベ声ヲ抗ゲ
歌ヒ舞ヒ神楽ノ曲調ヲ備ヘ給フ、此時天照
大神其粧ヲ開食テ宣ク、吾レ此岩窟ニ籠
リ居リ思フニ豊葦原中ツ国必ス長夜ナランニ
以何ンゾ細女如レ此嘸樂ヤト宣ヒ、則御手ヲ以
テ磐戸ヲ少シ開キ窺シ玉フ、此時手力雄神
勢ヒニ任テ岩戸ヲ引キ開キ給フ、則日神ノ光リ
六合ノ内ニ満リ、故レ諸神大ニ喜ヒ給フ、此時ニ
当テ上天初テ晴テ諸俱ニ相見ル面皆白シ時
ニ詠シテ曰ク 庭火烧岩戸ノ前ノ夜神楽ニ
明テ尊ノ面テ白サヨト、此以所ニシテ氣勇ミニ心
浮シ時ヲ面白ト云フ、是則岩戸ノ前ノ面白ヒト
悦ビ給フ 縁ヨリ起レリ、歎チ日神ノ怒ヲ解、妖
氣既ニ明テ復風塵無レ有、夫ヨリ以来風毛雨
モ時ニ若ヒ日モ月モ度ヲ全フシ四海安泰五穀
成熟ノ功ヲナスモ皆是神楽ノ恩沢明力也、
今此所ニ勤ル神事モ則岩戸ノ前ノ神楽ノ粧ヒ

庭火ヲ輝シ、ソノ神事ノ大法ヲ曲調神慮ヲス、

シメ天明ト日神ノ豊坂登座スヲ待人ノ面モ相俱ニ
白ク見ル、ニ至リ、是ヲ限リトシ神楽成就シ満益ヲ
ナスモノ也、又人皆日待ト称シテ祈禱申ス事ノ始
モ岩戸ノ前ノ神楽ノ式也、日待ハ則夜神楽ノ略也、
数々事永キカ故ニ略レ之、追付此所ヘ切目ノ尊
ノ神姿現レマスノ間、拝重アルベシ、其分心得候ヘ
△尊フシ 神跡 庭火ノ
△跡早笛舞カナテ
跡 神 香山ノ
跡 神 日神ノ
跡 神 是ハ
跡 神 是ハ
跡 神 是ハ
跡 神 是ハ

△尊フシ 神跡

それ神といつは天地未分の昔より
具現満光して生れましませり
天の宮天神七代といへり 跡 神 是ハ
神といつは 水火木金土青黄赤白 跡 神
黒の色を見て五神のしんと現れたり
我が現生ハ 神 切目の尊 かつこ太鼓 神
小鼓の音 皆神風のミなものは 神 知る
や知らすの伊勢の二字 跡 神 二めんつゝミハ
神 神 千早振神楽のげ
ふもの声 跡 神 是ヨリ神ヲ見送り、夫ヨリ
切太鼓打上 著ニテ舞カナテ、次羽ノ舞
思ひ出たりはつせ山、浪の

太鼓をうたんとて、ミづから浪をたゝミ

あげて、さて乙姫の舞の袖、かざすや
浪の太鼓の拍子、どふ〜とふむ足
音に、天の原はらはれやかな

荒神

奏 現レ出タル者ハ三所太荒神ニ奉仕末
社ノ神タリ、夫レ三所太荒神ノ古ヘヲ尋奉ル
ニ、伊弉諾・伊弉册尊、素戔鳴尊ヲ生ス、
此神劍徳ヲ得給ヒテ、玉徳ノ恵ミ少ク、勢ヒ

甚荒クシテ、日神ノ為ニ仕業甚ク無ク、依テ照ル神ノ御心ニ叶ヘ不レ給シテ、終ニ神掃ヒニ高天原ヲ神出テマシテ、根ノ国ニ至リ給フ、然ルニ素尊ノ氣ニ任テ荒芒ノ世トナリ、磐根木ノ立神ノ片葉モ威能強暴トヤ、日神是ヲ聞食テ經津主・武甕槌ノ兩神ヘ仰セテ根ノ国ニ降リ、鬼神ヲ從ヒ強暴荒芒ノ世ヲ安國ト定ムベシト也、則勅リニ任テ彼ノ兩神根ノ国ニ天降リ玉フ時ニ素戔嗚尊ニ向ヘ給ヘテ宣ク、我等日神ヨリ豊葦原中ツ国ニ降り不和順ノ神ヲ和順ノ邪鬼ヲ催伏、國安ク治メヨトノ宣旨ヲ蒙テ来リシ神也、荒芒タルノ世トナリシハ汝一意ノ計ヒト見ヘタリ、是ヨリ劍徳ヲ催テ玉徳ノ潤ヲ施シ、安國ト守リ玉ハンヤ否ヤ、時ニ素尊答テ宣ク、我神ハ是中津國ヨリ根ノ国底ノ国迄ノ敷地トシ、青山ヲカラ山トシ、カラ山ヲ青山トスルモ皆自力勢ヒ一ツニシテ凡不隨ノ者ハアラジ、サレトモ天照神ノ仰セテ背キテハ叶マシトノ玉フ、經津主・武甕槌是ヲ得シ玉ヒ、左アラハ其証ヲ給ハンヤ、然則ハ國津神ト仰キ、白和幣ヲ捧ケ尊ミ敬センモノナリト也、素戔嗚尊感慮シテ八岐ノ大蛇ヲ從ヒ給ヒシ時尾ヨリ得玉ヒシ天ノ村雲ノ劍ト、稲田姫ヲ娶リ玉ヒシ時足那摩乳ヨリ捧ゲ給タル八咫ノ鏡ト、此二種ノ神寶ヲ我和順シ証ニ日神ニ捧ゲ奉ント也、經津主・武甕槌是ヲ請取給ヒテ高天原ニ帰り玉フ、ソレヨリシテ日神素尊御中和順ニナラセラレ玉ヘテヨリ以來、悪キ事ヲ退ケ荒芒タルノ世ヲ伏キ善キ事ノ幸ヒヲ授ケ、安國ト定メ繁栄ノ地ト守護シ玉フモノ也、三所大荒神ハ則此地神素戔嗚尊ニ經津

主・武甕槌ノ三神ヲ合セ祭リテ三所大荒神ト齋キ祭ル、或文ニ曰、國作大己貴・國持大國主・大國魂神是ヲ合セ祭リテ三所大荒神ト崇メ祭ルトアル、神号異ナリトイヘトモ皆是一赫分身ノ神ニシテ八雲立杵築大明神是也、人々地神ヲ屋敷ノ戌亥ノ隅ニ祭ル事根ノ国ハ總日本ノ乾ノ隅ニアタレリ、其根ノ国ニ地ツ神鎮リ坐ス故ヲ以テ依テ也、或ハ曰ク、國作りノ神坐故ニ八雲立國ヲ根ノ国ト云、根ノ国トハ則國ノ根ト云儀也トイヘリ、扱又三寶荒神土公神ト奉唱ヘ所ノ御神靈ハ異也、此神達ノ御徳以所ヲ始三所大荒神ノ御神徳数々申度事雖多、言永キ故ニ是ヲ略ス、追付此所ヘ經津主・武甕槌ノ神姿現レ不和順ノ神ヲ和順安國トナシ給フ処ノ神事勅メ申ノ間、其分心得候ヘ

神尊フシ △三寶ノ玉ノ一マツハヅコヘヲ伊妹諾ヤー

神詞 抑經津主命トハ自也 武甕槌命とは自なり 君の神の仰によつて中津國に降り、岩根木の立草の片葉も威能強暴とや

武逆 逆ふ神をふせき安國とよま

兩神 神寐是迄現れたり

武 又天か

兩神 尋見は

跡詞 抑我は是勢強きたけき神、足は九ツ、面は八ツ、せいの高さハ一萬五千丈有り、さて見もせず聞もならハハ神の風情して天の浮沓を召し天降り給ふ太神を尋見ばやと思ふなり

是ヨリ 抑此國の荒芒ハ其神のはからいと見へたり、心を和順で安國となし守り給

戰、次ニ △ 鬼 あふ中津國ヨリ根國底國ハんやいなや △ 鬼

迄も敷地とし、青山をから山とし、から山を

青山とするも皆自が勢ひ一ツにして、凡したるがわざるものはあらず、され共天津神の仰を背きては叶ふまじ

武詞 其神劍徳の勢ひを内に包ミ、玉徳の潤を顯し、國を守り民草を始、牛馬草木に至まで恵ミを顯ハシ給ふに於ては、神には荒神、人間には堅老鬼神ト仰き敬はせんものなり

鬼 然らハ仰を得て安國と守らん

經 左あらば其驗をたまはれ、白幣を捧げ申べし

鬼 あふ籓の川上にて大蛇をさやなミ此劍をもふけたり、則天の叢雲の劍、天照神にさゞげ申さん、是こそわが印しなり

經 劍ヲ受取 武

白幣ヲ渡 素尊兩神見送、夫ヨリ羽舞 太鼓打上切 あら

詞 抑

佐田 あめつち分しその神の、ミ やしろ、もふでいそかん

是は当禁に仕へ奉る臣下なり、扱も出雲國佐田の社には神祕さまたるよし

君聞召し、余に參り委く尋來れとの勅定を蒙り候程に唯今思ひ立出雲路さして急ぎ候

かさね行末の、船路のどけき

雲に早くつきにけり、

急ぎ候程に佐田の社につひて候、しばらく

此所に逗留いたし、神祕の程尋ねばや

と存候、いかに里人や有る、△里人と御

尋被成候ハ、何れよりの御社参にて候ぞ

△ 我等始て参詣のものなり、当所の里

人にも候ハハ、神祕の程、佐田の子細委く物語

候へ △ 所には住なから委き事は不

存候、併あら／＼申あげふずの間、先それに御

座被成候へ

抑当社御神霊之三社ト言ハ、先中之社ニハ天神

七代之末(陰陽)最初(陽陰)万物出生之父母伊弉

諾・伊弉册尊ニテ御座候、左之社ニハ天照太

神、右之社ニハ地神第三天津彦々火瓊々杵

尊ニテ御座候、亦右之社二月弓・蛭兒・素戔嗚

児屋根命ヲ合祭ル共申候、扱中之社ハ諾・册

之二神ト雖申ト、元ト伊弉册尊之靈社ニテ

御座候、諾ノ尊ハ遙カ末ニ至テ合セ祭ル、サレハ

十月ヲ大和国郡總テ神無月ト申スニ、八雲立

我國ニ限リ神有月ト申候、此子細色々ノ説

御座候、十月順陰ニ而坤ノ卦陰極テ陽氣無

キ故ニ神無月トモ申説アリ、又正月ヨリ十月ト

数へ、上へ無キ月ト言儀ヲ取テ上無月ト申ス理リ

モ有ル哉、或ハ十月大日本之諸神總テ当国

へ集リ給フ故ヲ以テ、依テ当国ハ神有月、余

国ハ神無月ト申ス説モアリ、様々多ク御座候

得共、本紀ニ不レ当候、雲陽独リ神有月ト申ハ

当国ヲ日置島ト言ヨリ出テ深キ子細御座候、秘

記ノ儀ニ候得ハ軽々敷申兼候程ニ開間敷思召

ハ御滞留ノ中蜜ニ御伝授可申候、尤四月十月

当社ニ於テ神有ノ祭トテ御座候、是ハ社例

伝記其外二度ノ祭礼有レ之候、又当社ノ神

秘ハ色々雖多ト、事長キ故ニ是ヲ略ス、信心ニシテ

御神拜被遊候ハ、目前ニ神秘明ナル事可レ有

御座候間、其分御心得被為遊候へ

一七イ 老人 伊弉諾や、伊弉册の代の、ほこのつ

ゆ、国となりてハ 久しかるべきと詠じ

させ給ふ折からに、祈念ハなんのゆへやらん

大臣 我等始て参詣のものなり、宮人にて

候ハハ、当社の子細物語候へ 老人 それ当

社と申ハ、天神第七世の祖すてに、我が

国大八洲を始め、山川草木に至るまで、皆

こと／＼くあれませし、万物出生の父母、

伊弉諾・伊弉册の尊にておわします、

国民の守護にとて、此所にもほせり、三ツ

の社をたてならぶ、いさなぎ・いさなミハ、中

社と思しめせ、左の社には、天照神の、おわし

ます、右の社には、月續・蛭兒・素戔嗚と、

瓊々杵の尊と申なり、その外撰社末社

にハ、近神達を祭りたり、またいわく宮居

涼しき神風に、内外つかへし宮人の、袖

うちはらひ蹲踞して、往昔よりのつた

わりし神秘様々まいかなで、いまにたへせぬ

神かぐら、光名高き神々や、はけて祖の

二神いざをしは天つちと、共にかきりハ

よもあらじ、されハとよ、天が下なる民草、

いきとせいけるものまでも、たれかそのミた

まのふへをかむらざらんものもなし、然ハ

戒慎けふくして、天を尊ミ地に仕ひ、明理をあが

め奉り、祖をまつらざらんや、さらばといふて

老人は、鳥居のかさぎにたちかくれかきけす

やふにうせにけり 太鼓カ、リ地上 神出ヌ内 あらたに

御殿はしんだふして、／＼、たまのすだ

れのうちよりも、こんじきの光りさす神

躰これまで、あらわれたり シテ下ル 神アラハル 玉かきや、

／＼、あらわれいづる神姿これこそ千

代の、はじめなり 是ヨリ神 待諷 ふしぎや

黒雲立出て、／＼、雨風さわぎ、こくふに

音楽きこへつゝ、竜神是迄現れたり

早笛ニテ そのとき竜神、たからのミはこをおし

舞キル ひらき、／＼、五色の御じやをさゝげた

まへは、さてまた神はうけとり給ひて、お

さめたまへバ、わたすミ、／＼、なミのひまより

宮中にかへる シテ 八百萬世の神乃父母われ

ぞといひて、佐田の宮われぞといひて佐田

の宮の御殿に入せたまひけり

住吉 奏神 西ノ海青木ガ原ノ浪間ヨリ現レ出シ

住吉ノ神、現レ出タル者ハ住吉太明神ニ奉レ仕末社ノ

臣也、歌ニ君カ代ハ久シカルベキタメシニハ兼テ植シ住

吉ノ松、抑住吉ノ元始ヲ奉 尋ニ神代七世伊弉

册尊化去給テ、伊弉諾尊身ノ穢敷ヲ祓除

トテ筑紫日向ノ小戸 橘ノ 檉原ニ至リ、身祓シ玉

フ、是神国祓ノ根元也、去レバ祓ト云時ハ理百ニ別ル

語ト長故ニ略レ之、彼ノ檉原ニ三ツノ瀬アリ、上津瀬ハ甚

急シ、下津瀬ハ甚純シ不レ早不レ遅、中津瀬ニテ身祓

シ給フ、是レカタ／＼ヨラズカタヨラス中ヲ貴ムノ理故ニ

神道ニ伝レル悪魔ヲ退ケ邪意諸ノ穢レ不浄ヲ
 清ル祓ヲ中臣祓ト申ス、然ルニ此中津瀬ニ九神ノ
 神生坐ス、先初二生ノ三神ハ八十麻勝日神・神直日
 神・大直日神、次二現ル三神ハ表筒男命・中筒男
 命・底筒男命、残ル次ノ三神ハ表津童子・中津
 童子・底津童子ト出現シ玉フ、此日ノ三神ハ筑前
 ノ国カスヤノ郡志賀太明神ト齋祭ル、筒男ノ三神
 ハ長門国豊浦郡ニ祝祭ル、童子ノ三神ハ撰津国住
 吉郡住吉太明神是也、筑前・長門ノ住吉ニハ三座
 フ祭り、撰津国ノ住吉ニハ四座ニ祭ル、此一神ハ人皇十
 五代神功皇后三韓御退治御渡海ノ時九神各々
 現レ給テ御船ヲ幸ニ守護遊シ無恙思召伝漢
 敵ヲシタカヒ御帰朝坐マセリ、此以所ニ依テ神功皇后
 フ合セ祭リテ四座トス、扱又唐ノ太子憲宗皇帝ノ
 御世ニ詩人白樂天ト云シ者アリ、彼ノ白樂天我国
 ヘ渡リ智恵謀リシ自然ト唐土ヘ隨カハセント慮格
 フカマヘ和国ヘ船ノホサキヲ向シ時、当神明神賤キ釣ノ
 翁ト現シ、彼ノ船ニ向ヒ玉フ時、白樂天目前ノ気色ヲ
 詩ニ詠ス、其詩、青苔衣ヲ帯テ岩尾ノ肩ニ懸
 リ白雲帯ニ似テ山ノ腰ヲ巡ルトカヤ、明神取アヘス苔
 ケ衣着タル岩尾ハサモナクテ衣着山ノヲビラスル哉ト詠
 シ給ヒテ、日本ニハ人間ニ不限、水ニ住ムカハズ、花ニ啼鳥、生
 渡世イケル者ニ歌ヲ不レ誦ハナシトノ玉フ、白樂天此歌ニ
 心億シ、是ヨリ本土ヘ帰リシトヤ云々、其外当社明神ノ
 神秘様々雖多語ニ不遑、追付此所ヘ明神御出
 現在ノ間、神姿ヲ拝敬アラリヤウス、其分心得候ヘ
 △太鼓力、リ打、神出ヌ 住吉乃、く、きしによる浪
 よるさへや、夢のかよひ路人め行らん、面白の

浦の気色かな 打上、神 我こつしやうをいでし
 より、こゝ住吉といふしでの、神代のミつのむし
 ろきぬ、敷島の外までも、おさめきぬ、月やあらん、
 春やむかしのはるならん、我か身一ツはもとの身
 にして、もとの身にして、有かたや面白や 是ヨリガク
 国を治るまひのてに、く、まんざひ、く、
 まんくざひと、ふむあし音に、悪魔もおそる、
 こへなりや、実に日の本の、かみあそび 是ヨリ
 扱又三しゆの神器の内に、く、しんしの徳 切下
 ハ水穂の国の、たへせぬおしへ、宝剣の徳は、おん
 敵をはらひ、なひし所のミつのたからを、たゞたの
 め、く、しめじが原のさしも草、われ世の中に
 あらんかきりハ、我世の中にあらんかきりわぬ、うた
 の道こそめてたけれ

次第 弓八幡 今日思ひ立旅衣、く、すさの、宮居にまい
 らん 抑是は石見の国一宮の神主にて候、
 扱も出雲国須佐の郷におみて、大宮明神の
 御遷宮と承候程に、此度思ひ立須佐の郷へ
 と急き候 道行 立出る石見の里は数々の、
 く、早山口を打過て、橋はなくして波
 渡る高津の山をはるく、と須佐の宮居に
 つきにけり、く、急候程に須佐の宮に
 ついて候、しばらく此所に滞留いたし御神
 事をも拝ばやと存候、又よき次手なれば当
 社の子細をも尋ばやと存候、いかに里人や有
 る 里人アイサツ、佐田ノ里人ノ心持
 抑当社御神靈者八幡太神ニテ御座候、夫レ八幡ノ

現始者人皇十四代仲哀天皇崩御ナサセラレ給ヒテ
 御后神功皇后天位ニ登ラセ給フ時、天照太神、住吉
 明神ニ仰テ告テ曰ク、コレヨリ西ニ宝ノ国アリ、退治有ナハ
 隨ハン者ト也、新羅・百濟・高麗則是ヲ三韓ト略語ス、神
 功皇后御懷胎ノ年ニ御身ニ任テ彼ノ三韓ニ趣セ
 給フ時、小戸ノ瀬ヨリ現レ玉フ神達、船ヲ幸ニ守護遊シ
 益々風波ノ難モナク御渡海有リ、三韓ニ向ヒ給フ、猶漢
 敵ノ勢強シ時、大龍王ヨリ乾珠満珠ノ玉ヲ授ケ玉フ、彼
 ノ玉ノ徳ヲ以テ海ヲ陸トシ陸ヲ海トナシテ自在ナラシメ
 武内ノ宿禰和朝ノ神力ヲ駆テ武徳ヲ得、勢太ダ戦
 ヒ給フト也、然ニ神功皇后一卷ノ軍書ヲ受統セ玉フニ軍
 ハゲシ時此書ヲ焼テ灰ニシ服シ玉ヒテ唱ヘテ曰ク、王子胎内
 ニテ此書ヲ知食、我ハ空シク成トモ王子ハ恙ナカルベシト也、去レハ
 軍モ悉ク勝利ヲ得玉ヒテ益々漢敵ヲ隨ヒ玉ヒ、夫ヨリ御
 帰朝遊シ筑前ニ至リ給フ時、三笠ノ郡宇佐ノ里ニテ皇子御
 誕生有リ、今此所ヲ宇瀬ノ宮ト申ス、其時産屋ノ上ニ八ツノ
 幡雲タナビキ掩フ故ヲ以テ八幡ト号シ奉ル、御誕生ノ時胎
 内ニテ知食玉フ一卷ノ書ヲ暗ニヨミ給フトヤ、誠ニ武徳ヲ
 得玉ヒテ武家守護ノ神ト敬ヒ祭ル、又美白ノ御宣
 遊シ給フ故三社ノ御託宣ニモ奉仰、亦別テ宜九夏三伏
 ノ暑キ日ニモ八幡山ノ神風ハ涼シ、玄冬素雪ノ寒夜ニモ
 石清水ノ流和汲、御神詠ニモ 弓矢取人ヲ守ル八幡
 山、チカイゾ深キ石清水哉ト、扱年ノ始ニ雑煮ヲ食シ濱
 矢・羽子板惣テ節句祭祀ノ以所、或ハ産屋ニ子安繩ヲ
 ツル子細ヲ始メ此神ノ御神徳ハ色々様々詞ノ息ニ難レ述
 余リ長キカ故ニ是ヲ略ス、追付此所ヘ神跡御出現可有
 ノ間、信心ニシテ神姿ヲ拝礼ナサレウス、其分心得ラレ候ヘ
 一セイ、シテ 人々は神を信して玉垣の
 シテ 内にとり
 居ノ二柱 立や八雲のたなびきて 神々

もこゝにやうがふあり **シテ** 悪魔を鎮るしらま弓、
やたけ心の神姿 **詞ワキ** いかにも申候 **シテ** 何事ぞこ
なたの事か **ワキ** 見申せは早御神事も初りた

と見へて候、白木の弓にかぶら矢を持給ひて
候ハ御神事の御役にて候か **シテ** あら何ともなや
弓箭を持たる御不審か、かゝる神事の庭にこ

そ国にすんぜんしやくまもあり、かれを鎮めて子
細なく御神事を勤め申さんため弓矢を持って
舞楽をなす **△**そさのおの、く、おふみや

茸の其神楽、舞楽をなすに心あり **カク弓鎮、夫**
不思儀や八幡の空よりも、く、あらたに **ヨリ羽ノ舞切**
八幡現れ出て今ぞ悪魔を鎮めたまひ、く
て神は社に入たまふ

八戸

足那槌 姫ヲ連敷キ歌 **△足那槌・手那槌共になげき**
手那槌 行姫か命は何にとなるべき **△**おそろしや池

にさゝなミたつときは、気もたましひもうせてこ
そゆけ **△**まづはづこへを神間食せ **△**抑

か様に候ぢやうハ八戸の坂ふくたけの庄と申所に
住居仕る者にて候、然るにいぶきがだけにあまか測
とて古き池の御座候、此池に毒蛇住、我に授りし
姫八人有りしに七年に七人取られ、当年此乙姫

もかんじきの番に相当り候程に今夜此所に連
出、しハしの間も姫が心をなくさめばやと **△**世
の中にも恵ミ有る神ましまさば、姫が命をたすけ

たまへや **△**まつはつこへを神きこしめせ **是ヨリ三人**
片ツイテ 素尊出、尊フシ **△**八雲なる大だけ山の宮造
居ル **詞** 抑素蓋鳴

とは自なり、是より辰巳に当り八色の雲立、何
にやらものさわかし、尋見ばやとおもふなり
△ **尊フシ** 尋見よ尋ねあわねはよもあらじ、印に
文字のあらんかぎりは **尊、翁二向問ノ詞** いかにもそれなる

老人、けなげなる姫をつれ夫婦嘆 悲子細は如
何 **翁答ノ詞** 汝は八戸の坂福嶽の庄と申所に
住居仕るものにて候、然に此所にあまが測とて古き

池の御座候、彼の池に毒蛇住、我に授る八人持たる
姫を七年に七人とられ、此一人の乙姫も当年のかん
じきに相当り候程にそれをかなし今夜此所

に連出、姫か心をなくさまさんとケ様に候 **翁** あわれ
なるかないたわし、汝が名をバ何にと申 **翁** 汝か名
は足那槌と申候 **尊** 姥が名は何と申す

姥か名は手那槌と申候 **尊** 姫が名は何と申す
稲田姫と申候 **尊** その姫を我に得させよ、得さ
するものならば是より七里去て佐草の里に

宮造営し七重に注連を曳、八重に垣をし、八
重垣大明神とあかめとらせんものなり **翁** 姫が命
さへたすかるものにおゐてならば、いざ尊に姫を
捧げ奉ん **尊、姫ヲ受取** **△** **尊フシ** 日もくれじ佐草め

のとははやとぢよ、乙女の姿しバしとゝめん **△**
いざさらは連て帰らん稲田姫、佐草の里に宮造
りせん **翁悦ノ舞** **△**あらうれしあらよろこばし是

やこの、月待得たる神の宮す **奏、給ヲ引出ル、面ヲ不出**
△ソノタバカリノサケゾカシコキ **是ヨリ面ヲ顕ス**
抑現レ出タル者ハ素戔嗚尊ニ奉仕末社ノ臣ニテ候 **△**

八雲ナル大ダケ山ノ宮造り、是ゾ社ノ始メナルラン、忝モ当
社明神ハ天神第七世ノ祖伊弉諾・伊弉册尊地土ヲ

生シ天カ下ノ君ナカラントテ日神ヲ生ス、御姿明彩シテ国
ノ内ニ照リ徹ル依テ天ヲ与ヘ玉フ、次二月ノ神ヲ生坐ス、此神

モ御姿明彩シテ日ニツグリテ共ニ天ニウツラセ玉フ、次ニ
蛭見尊此神三歳ニナルマデ足踏立給ス、故レ天ノ岩楠船
ニノセ風ノ間ニ々放スツ、今西ノ宮ニ鎮座ス、次ニ素戔嗚

尊ヲ生ス、此神勇ミタケクシテイブリナル事アリ、又常ニ哭
泣ルヲ以テワザトス、故レ国ノ内ノ人民ヲ多ニ以テアカラサマニ
ス、青山ヲカラ山ニシ、枯山ヲ青山ニス、其父母ノ神素戔嗚尊

ニ勅シ、汝、甚無味以天下ノ君タルベカラス、当ニ遠ク根ノ国ニイ
ネトノ玉フ、于時ニ曾我ノ里ヨリ辰巳ニ当リ八色ノ雲立
テ物サワカシク聞ヘツ、尊不思儀ニ思召尋見モノト

簀ノ川上ニ遷リ給フ、然ニイツクシキ姫ヲ連レ八十八歳モ
越タル老ノ身夫婦、世ノ中ニ恵ミアル神坐サバ姫ガ命ヲ
タスケ玉ヘヤト、歌ヲ詠シテ歎キ悲ム声ヲ聞食シ、近寄り

給ヘテ翁ニ問テ曰ク、ケナゲナル姫ヲツレ夫婦悲ム子細ハ
イカニ、翁答テ申スヤウ、我等八戸ノ坂フクダケノ庄ト申
ス所ニ住居仕ルモノニテ候、我ニ授リシ姫八人有シニ、アマガ淵

ト云池ニ大蛇住テ七年ニ七人奪ヒ此ノ稲田姫モ当年
ノ番ニ相当り候程ニ姫ガ心ヲシバシノ間モナグサメントナン語
ルヲ聞、尊不便ニ思召テ曰ク、其姫ヲ我ニ得させヨ、是

ヨリ七里去テ佐草ノ里ニ宮造リシ七重ニ注連ヲ曳
キ八重ニ垣ヲシ、八重垣大明神ト祝、大蛇ヲ討テ取ラセ
ンモノ也トナリ、翁喜ヒ無限、姫ガ命サヘタスカルモノナラハ

姫ヲ尊ニ奉ントソ、則尊ハ稲田姫ヲ娶リ給テ佐草
ノ里ニ帰り玉フ、此時詠シテ曰 **△**八雲立出雲八重垣妻
コメニ、八重垣造ル其八重垣ヲ、サテ尊大蛇ヲ討取ン
ト 謀ヲ慮給フ其以所長故ニ略之、毒酒ヲ姫ノ形ニ
作り籠メ船ニノセ蛇ニ与ヘ玉フ、則蛇是ヲ服シテ艸ヲ枕ニ伏
シ居ル所ヲ素戔嗚尊ノ勢ニ任セ寸々ニ切り玉フ、然ルニ八ツ

ノ尾先ニ至リテ劔ノ刃ハ白ミタリ、怪シテ尾ヲ裂テ見ソ
 ナワスレハ一ツノ劔キ出タリ、是ヲ天ノ叢雲ノ劔ト号尊悅
 テ納メ玉ヘ益々稲田姫ヲ婚諾シ玉フ、足那摩ヨリ尊
 二八咫鏡ヲ奉ル、是我カ国智引出ノコトノ始メ也、夫ヨ
 リシテ素尊御心ノ劔氣ヲ和順玉ヒテ天照神ニ隨
 ント思召、蛇ノ尾ヨリ出タル天叢雲ノ劔、并ニ天ノハ、切、八
 咫鏡此三品ノ宝ヲ捧ゲ玉ヘテ御中順和ニナラセ玉フ、
 此神徳ノ義数多シテ積スルニ違ナク、追付此所ヘ明神
 ノ神姿現レ大蛇ト戦ヒ伏キ玉フ神事ヲ勤ルノ間、其
 分心得候ヘ **蛇出、姫形ヲ取** **素尊蛇ニ向テ詞**
酔テ草ヲ枕伏 抑素蓋
 鳴とは自なり、汝を退治せんために神躰是
 まで現れたり **蛇** あふいぶきがだけのあるじたり、
 実に素蓋鳴尊やな、それは十握、是は叢雲
 両劔合せて戦んものなり **蛇ヲ伏セテ面ヲ取り**
 あらゝめてたやゝな、ゝ、ますゝ蛇
 を切したかへて、ゝ、神は社に入たまふ

次第 三 韓
 神のおしへにしたがひて、ゝ、唐土さして
 わたらん **詞** 抑是は神功皇后に仕へ奉る武
 内宿祢といへるものなり、扱も我君住吉明神の
 御告げに依りて異敵退治の思召立、某其宣
 旨を蒙りて唯今伴ひて渡海仕らはやと存
 候、雖然人力に叶ひかたきは海上の事に候間、住
 吉の社頭に詣て天神地祇を祈り神力をかつ
 て三韓へ渡海いたさはやと存候 **道行** △色
 ふかき花の都を立出て、ゝ、いそげは爰
 は程もなく、はや住の江につきにけり、ゝ、
 急候程に住吉の社につひて候、まつ当社の神

職を頼、神慮をすゞしめ祈禱の諄辭を申
 さはやと存候、いかに当社の神職や有る **神主**
 神職と御尋被成候ハ何方方の御社参にて候そ
 我は神功皇后に仕へ奉る武内の宿祢といへ
 るもの也、不思議なるかな当社神霊の御告げに
 よりて我か君此度漢敵退治の思召立、唯今
 御渡海被遊もの也、雖然風波の難人力に叶ひ
 かたく存候間、神慮をすゞしめ無恙御渡海被遊、
 韓敵忽平伏の祈りを天神地祇へ奏したま
 わり候ヘ **神主** 其意を得奉り候、然は則其以所
 のたゝへごとを言上し神樂を奏し神慮をす
 ずしめ可申の間、暫くそれに御座被成候ヘ
夫ヨリ神主神拝 惶美惶美毛、謹、玉御幣於捧介
奉幣二拜大祝詞 太諄辭於奉、奏、神経之皇統今上、皇帝神知仁
 任、三韓仁趣、給者也、依、以、天地物廟乃神
 靈別被九、神、等、戮、力、夜、乃、守、日、乃、護、止、幸、比、給、比
 豆風波順和仁志豆安船時乎不、過御渡海遊志
 思召俣仁韓敵乎順、給止無、恙御帰朝遊志玉
 事、祈、禱、奉、留、神、直、日、大、直、日、仁、見、直、志、聞、直、志、平
 久安久聞食豆天運厚久神力武徳乎添給止社職
 之、某、謹、美、謹、美、惶、美、毛、奉、稱、辭、竟 **是ヨリ**
神樂
夫ヨリ神主 武内公へ申上候、御祈願の一々奏し奉り
 神樂を以て神慮をすゞしめ申て候、たやすく
 勝利遊はされふすの間、御心安御渡海被為遊
 候ヘ **武内** 心得申て候 **亦道行** △神風に任て渡る
 広海原や、ゝ、日あしを船の引綱と、たぐ
 りてこげは程もなく新羅の儀につきにけり、
武内詞 いかにか我か君へ言上仕候、やすゝと

新羅の儀に御着船被為遊候之間、御悦喜
 不斜、しかし不意の災禍無之様に四弓を行
 四方を御鎮め被為遊候ヘ **是ヨリ神功皇后**
四弓ノ舞ガク **打上早笛**
跡出暫ク **詞** 我々は是新羅・百濟・高麗三韓
 舞テ 我々は是新羅・百濟・高麗三韓
 の夷なり、扱此度日本より神功皇后といひて
 神胤渡唐し我か国を責せんとす、一棒一
 鉞可成、恨怨なり **戰討取** あら有難の御神力、
 翰敵ますゝ切したがへて神徳異
 国にかゝやかし給ひて、ゝ、たやすく御帰朝めてた
 けれ

次第 惠美須
 国のはじめの玉津島、ゝ、四方ものとけき
 けしきかな **詞** 抑是は曾我の里ミとせの社
 に仕へ奉る神主にて候、扱も幡州に於て尾上
 高砂の名跡を尋、又撰州西の宮へ詣て御
 社頭を拝はやと存候 **道行** △出雲路を跡に
 見る身の旅の空、ゝ、詠る国は数々や
 尾上高砂打過て、しはしやすらふかたもなく
 西の宮居につきにけり、ゝ、急き候
 程に西の宮について候、暫く此所に逗留いたし
 当社の以所をも承らばやと存候、いかに宮人
 やある **宮人詞** 抑蛭児大明神者天地開テ七代
 之末、伊弉諾・伊弉册尊、国土山河艸木ヲ生シ給
 テ後天カ下ノ君無シヤトテ、先ツ日神ヲ生シ玉フ、次ニ
 月神・蛭兒・素蓋鳴尊ヲ生シ玉フ、一は一女三男ト
 奉申、然ニ日神ハ御姿ウルワシク国ニイバメリトテ天ニ登
 セ玉フ、又月神モ日ニツケリトテ共ニ天ニ登セ玉ヒテ候、扱亦

素戔鳴尊ハ日神ノ御為ニ仕業甚無味故ニ出雲

国ニ天降り玉フ時蛭児尊ハ三歳ニナラセ玉フ迄御

足モタ、ズ御姿モ蛭ノ如クナレハトテ蛭児尊ト御名ヲ

称スル、父母ノ大神天ノ岩クス舟ヲ作りテ彼ノ蛭児

尊ヲ乗セ玉テ風ノマニノ追放チ玉フ、此時ノ神詠

ニ、父母ハサコソ哀レト思スラン、三歳ニナレト足タ、ストト

ト被遊、其後年月ヲ経テ此浦ニ流レ寄セ給ヒテ

則廣田大明神ト現シ玉ヒテ候、相殿ニ座アリ、左ハ大

己貴命、右ハ事八十神、此ニ神ハ共ニ素戔鳴尊ノ御

子ニテ御座候、常ニ釣スルヲ能トシ玉フ、サレバ蛭児尊ハ舟

乗アマ人太神ヲ信心スレハ風波ノ難ヲ凌キ申コトニ候、

唯今ノ神主殿モ信心ノ願主ト相見ヘテ候程ニ此所ニ

滞留モコレアラハ神姿モ拝シナサレウズノ間、其分御心

得候ヘ 一セイ 津の国や、にしの里は須

磨の浦、ひるこの宮と人に知らせん、我は是伊

弉諾・伊弉册陰陽さいしよのミとくに依て玉を

たまたる御子と生れ四方の民草守護せんと

豊葦原に願れたり ワキ詞 有難や、諸願

成就神の加護其霊現のあらたさよ そふも祈

れ、唯其御本地の先として惠美須の神

はしほ浪のしほ打かけつ姿かな ワキ 其せい力ハ

いかん斗り 神 大八洲に限りなし ワキ 又深き

御徳は 福寿円満ちて天か下に当

ていふことさらになし 有難や、洪太神

位の光りさす 神 千早振急もぎが浦の浪な

ぎて糸うち針て釣をなす 是ヨリガク 打上切

神徳まさにあらハれて、民も豊に寿

福を施し唯一道に三保の関惠比須のちかい
ぞ有難や

※貼紙「三保の関」の下には、「西の宮」とある。

次第 田邑

とき日も頃はきさらぎや、抑是ハ田村丸是則將軍とい

へるものなり、扱も伊勢国鈴鹿山に鬼神こもり

天下へしやうげをなすよし君聞召し、某に

参り退治せよとの勅定を蒙りて候程に唯

今思ひ立、鈴鹿山へと急き候 △近江路や

せたのから橋打渡り、なを行末はふが

草の、つゆげき袖を打はらひ、いさむ心は伊勢国

鈴鹿の山につきにけり、急き候程

に鈴鹿山につひて候、暫く此所に逗留いたし、里

人を近付、当山の子細委く尋ばやと存候、

いかに在所の人や有る 里人相

夫鈴鹿山ト申スハ伊勢・伊賀・近江三ヶ国ノ堺

タルニ依テ三ツ子山トモ申候、昔シ此所ニ長野ト

云シ者御座候、此子ニ鬼丸ト申テ大悪人コザ候、

在時旅僧此山ヲ通りシ時、彼鬼丸罷出、彼僧ヲ

生害セント致セシヲ、右僧鬼丸ニ向ヒ鈴鹿山ノ山

賊ハ長野殿ノ鬼丸也ト朝夕唱弔ヒ給ヘト頼

ケレハ、心得タリト今ノ僧ヲ生害致、頓テ我家へ帰り

是鈴鹿山ノ山賊ハ長野殿ノ鬼丸也ト朝夕唱弔シ

ヲ親長野聞付テ文字ニ書テ見給ヘハ、偕ハ当山ノ

鬼人ハ我子鬼丸ト心得、早速討テ捨レテゴザ候、然

トモ其血一滴相残、唯今モ往来ノ人ニ障化ヲ成ス

ヨシ申候、無油断御退治被成スニテ候

將軍詞 おちこちのたつきも知らぬ山中に、覚束な

鬼舞 早笛ニテ
くもこれやこの、あふてしりぞく事なかれ

大鼓打上 鬼詞 不思儀や月のよもすから、麓に声

のミちて峯にひゞき谷に渡り山河をうごか

す鬼神の声、あたりをはらつてすさまじや

早笛ニテ戦 夫ヨリ將軍詞 切 切

寸法はあれとも法を消す魔はなし せめ

よや、人々たち源氏の氏神八幡三社こ

さんちやと心に念して持たる長刀からりと

おしたまひしが、田丸は下に組ふせられて

鬼一口に喰んとするを、急ひやつとはねかへせバ

又飛来つてかふべをつかんで上らんとするを、太

刀を力に切はらひおつはらひ、ついに鬼神を

切したがへて、田丸は都に帰へりけり

神シツカ拍子 日御崎

たよせかけよ、うきつ白浪 △千早振神の

御手に弓かけて、いはらふさきに悪魔あらじな

△まつはつこへを神聞せめ 抑日御崎

大神宮とは自なり、鬼神退治の其ために神

軀はまで現れたり 尋見よ尋ね

あわではよもあらじ、印に文字のあらんかぎりハ

神座ス 小鬼ヲ船ニノセ大鬼船ヲ守リ早笛ニテ出ル、小鬼

神ヲ見カケ戦フ、小鬼引ト、大鬼船ヲ動シ名ノル

鬼詞 抑天竺にて月子国彦春といへる鬼神

たり、此度けんぞくの鬼神不残大船小船にこ

ぎのせ大和地へ渡んとせし所に、思ふまゝに船

不行、ふしぎや白鳥一羽はせ向ひ、我が存念を

さまたぐる、是は神国神慮のわざなるべし、そ

もいかなる神やらん 神詞 日御崎太神宮とは

鬼舞 早笛ニテ

自なり、汝を退治せんために神跡はさて現れたり、扱汝が字ハ何と申す、たつひら王か、こつ

ひら王か **鬼詞** あふ八万四千の鬼の王 **神詞** せいいの

高さハ **鬼** 武万五千丈有り **神** 心の広さハ **鬼**

大海のごとく、大六天の魔王といふも小六天の鬼神といふも皆我が血脈の内、火しやくの煙を

たてかけ、長夜のやミとなし、北山取て

ひきくずし、鬼かひが島となすべきなり **神詞**

早笛ニテ戦フ中 **鬼矢ヲ受テ伏ス** あらいたわしの彦春や、自か矢

一筋にて空しくはなつたるぞ **鬼** あふ唯今は

当座の腰をこそやすめたり、此矢一筋や二筋

にて命を失ひ申さんや、かしま・かんどり・日の御崎

いかに守ると叶ふまじ **是ヨリ又戦ヒ、神ハ**

めでたや、鬼神を不残切した

がへて神は社に入りたもふ

日本武

次第道行 月の都を立出て、あづまを指て下らん

抑是は日本武の命といへるものにて候、我東

夷征伐の宣旨を蒙り候程に速にはせ向ひて

怨敵を払ひしんさんを休め奉らばやと存候

道行 旅衣立や都を早過て、行ハ程なく

伊勢の海清きなぎさの玉ほこを、ひろい

ても、船や、度會の宮に着にけり、

急候程に伊勢国度會郡にも着て候、此所に暫く

致逗留、倭姫命に對面いたし、夫より発向仕ら

はやと存候 **倭姫出る** 出雲路や八雲村雲とつ

かへてふらず劍に罪はきへけり **日本武** **いかに**

申候 **倭姫** こなたの事か何事にて候ぞ **日本武** **見**

申せはあやしき劍に袋をそへ持せ給ふはいかなる子細にて候ぞ **倭姫** あら何ともなや、是こそ

天の村雲の劍、又これなる袋こそ火打袋にて候、

此ふた種の神宝遠き東に持下り、まつろハざり

しあた共を皆悉く鎮め給へ **劍を渡す** こハ有

難御事に候、さあらハ村雲の劍の子細敷御

物語候へ **倭姫** 委く語り申へし △夫八岐

の蛇、此劍を持し故、空に八色の雲起る、それ

より此劍を天の村雲とは申なり、然に素蓋

鳴の神、出雲国に天降り、蛇退治の其時に尾

先きをさひて見給ひハ、爰に一つの劍有り、則此劍

を天照神に奉る、王城守護の劍とて代々大

内にとじまれり、崇神天皇の御代にして

天照太神のしんいを恐れ奉り、天津ひもろぎ

をおこし立、伊勢に御鎮座あるとかや、其時に此

劍を爰に移して有けるを、今又君に伝へつゝ、悪

魔をしづむる名劍の至る徳こそめてたけれ

有難き時とはもなるべく逆も事に神樂を奏

し神慮をすゝしめたひたまへ **倭姫神樂を上る、神樂**

日本武 あまさがるひなの長路をはる、と、

わけ行方や名も高き駿河の国に着にけり、

是もかくやへ **是右東夷出る** **日本武出る** 漸するかの国にも

引 **早笛に少しはねる** **神** 着て候、此所に致逗留、事の子細を伺はやと存

候 **里人** いかに命へ申上候 **日本武** 何事にて候ぞ

我々は当所のものにて候、此野の内年ふる大鹿

さわにはんべり、耕作をいたましめ、万民是を

なげき候程に彼の地に至り御退治被成被為下候へ

日本武 **中切** 然らハ退治得さすべしと **地** それ方野中に

出させ給へは、四方の野より出し、此方方向へ火付させ給へは四方の野方もへひろがりて爰

をせんどとた、かいける、此所にて **カヒ** **切** 不思議

や村雲御劍、自らぬけ出四方の草を

なきはらひければ、其時あたども皆悉く

焼亡ばされ、野火の何のまぬかれ給ふハ、此名

劍の徳なるぞとて、今方後は草なぎの

劍、あつたの宮にぞ納りけり

寛政五癸丑年 六月日 田邊政辰写之

史料

〔年代〕文化六年（一八〇九）五月以前カ

〔名称〕「神樂台本」

〔様式〕縦帳、縦22・3cm×横16・3cm

〔所蔵〕塩野家（目録番号四一三〇）

〔備考〕筆跡から田邊政辰の書と思われる。政辰は文化六年五月十日に死去しているため、それ以前のものとは推測される。

【表紙】 題簽欠（左肩に剥落痕）

【本文】 惠美須

抑当社御神者大己貴命、御子事代主

命テ、此、三穗、浦七鎮、坐者以釣魚為

樂、獅海漁捕、蒼生教給比順、風守護

給、船玉神、称祭、從、当社、波切之御幣

出、給、此、御幣、手船、中納、波風、荒、多留

災害遁、仁無疑、舟人此御神手奉、祈禱、

此片浦鎮坐故惠美須明神号流

萬事知志女給故事代主命崇敬祭

商人守護神祝祀福祿円満大御慧

志天天下百姓商人船人獵師仁至迄恩

頼手奉蒙須止云者無一書曰大己貴命

芦原之中国平治給時仁天照大神皇孫

天津彦々火瓊々杵尊手欲三君臨此地之

經津主武甕槌二神手遺志大己貴命

問天曰此地皇孫尊仁獻給否大己貴

命對曰吾子事代主神在三種之浦一以

釣為染此神仁問將報給熊野諸手

船仁載使者稻脊脛神一勅手問給事代主

命對曰勅隨志天父神此地皇孫尊仁

獻給曰是故大己貴命歸順給此地天

神獻給治二幽事躬披二瑞之八坂瓊一永

隱二日隅宮一天下治宝祚隆与天壤無窮

事代主命之御惠感猶有余昔此神

此浦ヲ為釣給御粧之神事今爰奉

執行一此状可奉拜其分被得御心候

佐田

大 臣 八雲立出雲の国に来て見れハ今も神世の心

言の葉 抑我は当ぎんに奉仕仕

臣下なり、八雲立出雲の国佐田の社は其

名もあまねく弥高く神秘ことにいち

じるしと君きこしめし、余に詣で、委く

尋帰れと勅定を蒙り奉り、八重の隈路

をふみわけて佐田の社に着候、当社の神

秘きかまほしく、いかに宮人である

宮人詞

宮人と御尋候御方はいかなる御方に候

や、賤き宮守の麻呂等ごとき古き事をも

そんぜず候得共、あら、物がたらん、先それに

座せられ候へ

抑当社中之社天神七代之御末伊弉諾

伊弉册二神、左之社天照大神、地神第三

天津彦々火瓊々杵尊、右之社月弓・蛭

兒・素盞鳴・兒屋根命乎同殿仁奉祭候、

年毎四月十月神事手執行、様々妙神祕

在、十月吾国總三神無月止申、出雲国限

神有月止申事、古今至也、此説数々在、

十月順陰而坤卦陰極無二陽氣故神無

月止申、又正月十月止算、上無月云理在、

或大日本諸神達出雲国神集給故出雲

国神有月、余国神無月申儀在、然而神

有月十一日同廿六日迄出雲大社始、日御崎

佐田社神集給故、御斎号神事秘事

数々在、其中龍宮龍蛇云物、年毎大社・日

御崎・佐田三所浦々海中上、是神妙成

事、神代今不絶神秘也、時其臣幸哉、御

斎之内詣来給、御社籠謹拝給神明

現座御斎之神俳優龍宮龍蛇獻給

神祕御拝被成間、其分得御心候

大地

昔素戔嗚尊自天而降到於出雲国籬之

川上一時聞三川上有啼哭之声、故尋声

覓往者、有三人老公与老婆、中間置一少女

撫而哭之、尊問曰、汝等誰也、何故如此哭

耶、翁對曰、吾国神、号脚摩乳、我妻名

手摩乳、此少女是吾兒也、号奇稻田姫、如此

哭故、往時吾兒有八人、少女、毎年为八岐大蛇

所吞、今此少童且臨被吞、無レ由脱免、故以此

哀歎白、素尊勅曰、若然汝当以娘奉レ吾耶

對白、隨レ勅獻矣、尊立化稻田姫一為湯津爪

櫛、而挿レ於御髻一給、乃使二脚那乳一手那乳一釀二八

醞酒、一拝作二假殿八間一各置二口槽一盛酒以待

給、至時果有大蛇、頭尾各有八岐、眼如赤酸醬

松栢生於背上、而蔓延於八丘八谷之間、及至

得二酒頭各一槽一飲、醉而睡時素戔嗚尊所

帶拔二十握劍一寸々斬於大蛇、至尾尾劍刃少缺、

故割裂其尾一視、之有二劍、此所謂草薙

劍也、素尊曰、是神劍也、吾何私以安乎給、乃

上二獻於天神一、然後覓二將婚之処一、遂到二出

雲之清地一焉云云、今爰大蛇退治之神事執

行之間、其分得御心候

岩戸

恐惶神代幽遠素戔嗚尊、日神御為仕行

甚無狀故諾・冊二神日月兩神抱取天窟

隱岩戸閉幽居、故天下常闇而不知二昼

夜之相代、于時八十萬神等会合於天、安河

辺、計其可禱之方、故思兼神深謀遠慮

遂聚二常世之長鳴鳥一使二互長鳴一、亦諸神等

掘二天香山之五百箇真坂樹一、而上枝懸二八坂

瓊之五百箇御統一、中枝懸二八咫鏡一、下枝懸二

青和幣・白和幣一、相与折禱給、亦天鈿女命、

手持二茅纒之稍一覆槽置、火処燒頭神明

之遷談、巧俳優、調拍子拍、或歌或舞神楽備成給、是時照神開食、曰、吾比閉居石窟一謂當豊芦原中国必為長夜、云何細女嘯、如此乎給、乃以御手一細開岩戸一窺、時手力雄神岩戸引開給、則日神光天下滿、此時上天初晴諸神等、面白々見、此時詠曰、庭火焼岩戸前夜神楽、命面白、是面白云縁也、亦天照大神御目出御覽而故目出度悦給、目出度□云事起、手力雄、神力余、神勝給、岩戸側隱、岩戸ハヅシ信濃国ナゲ給、今、戸蔭明神是也、亦、兒屋根命・太玉命、則曳以端出之繩、乃請白勿復還、幸云云、追付此処、岩戸前、神樂執行申間、其分得御心候

日御崎

大臣 抑我は九州の者なりしが、八雲立出雲の国に来て見れば御社多き其中にわきて日御崎の秘事をきかまほしく、いかに宮人やまします、

宮人詞

宮人と御尋候は何国より詣て給ひし御方に候や、御当社の子細きかまほしとの御事、おろかなる我等こときの宮づこ、委しきことは知らざれ共、諺に伝へた□事のミを物語ん、暫くそれに座し給ひ抑日御崎上、社者天照大神、下、社者素戔鳴尊鎮座、大陽日神戌亥入給、是出雲国日御崎者大日本、戌亥、偶当、此故当社日沈宮申也、当社神秘初夜之神事其外神、妙、秘事成、語難、昔、往節分当日、俄雨風荒雲起、疫神為渡時日御崎神明日置島現給、以弓矢一射除給疫神、従是以来節分、遠近、国民当社白羽、矢、献疫

病為退除一祝呪申事也、神書曰、素戔鳴尊疫神、災害攘比給事、蘇民・巨旦、古記在、亦節分大日本諸民等、豆熱陽氣、添疫邪、打掃事自古禁、厭法有、唐土、讎、云古事有、昔日置島疫神射除給御粧、神事今爰奉ニ執行一、恐畏毛、拝見給、其分被ニ心得一候抑日御崎の社に跡を垂れ、蒼生を守護とおぼ□西の海原に疾風忽起り、悪鬼神吾国に渡んとす、彼を射除んと日置島に現れたり、是ヨリ床木ニ抑我は是、天地不正の氣徴て形を現す疫神たり、日本に流行し人民を煩せんと思ふなり、それはいかなる神やらん□かなるか□日御崎太神なり、天の鹿兒弓・天の羽々矢を以て射除、悪鬼一者也、射玉、神の妙なる御勢ひに、忽悪鬼を射除ひ給ひ、御殿に入り玉ふ

【史料7】

〔年代〕宝暦三年（一七五三）六月以前
〔名称〕「神樂役指帳」
〔様式〕断簡一片、縦26・1cm×横（36・8cm）
〔所蔵〕塩野家（目録番号四―二）
〔備考〕田邊壽榮は宝暦三年六月二十日に死去しているため、それ以前のもの。

（前欠）

何志 鳥屋尾連
一竹生嶋 舟 宇多川織衛 右同断
神 常松位智
大臣 鳥屋尾璉 田邊壽榮

一 田邑 アヒ 石塚 紵 宇多川織衛
跡 鳥屋尾連 板木讚岐
一 惠比酒 大臣 石塚 紵 鳥屋尾璉
神 宇多川織衛 鳥屋尾連
アヒ 鳥屋尾連 板木讚岐
神 宇多川織衛 鳥屋尾璉
一 足立原 添使 板木讚岐 鳥屋尾連
アヒ 石塚 紵 田辺左近
鬼女 位智
鬼人 石塚 紵
神 鳥屋尾璉 鳥屋尾連
跡 宇多川織衛 板木讚岐 石塚 紵

（後欠）

【史料8】

〔年代〕宝暦五年（一七五五）九月以前
〔名称〕「神樂役指帳」
〔様式〕断簡一片、縦25・7cm×横（36・0cm）
〔所蔵〕塩野家（目録番号四―三）
〔備考〕田邊淡路は宝暦五年九月一日に死去しているため、それ以前のもの。

（前欠）

十一 鳥屋尾土佐
一日御碕 板木讚岐 鳥屋尾保
三 鳥屋尾璉
一 足立原 合 石塚 紵 古瀬式部 鳥屋尾土佐

四
一八幡宮
石塚磯司
鳥屋尾保
鳥屋尾璉
神子

板木讚岐
田辺淡路

合
板木伊与
鳥屋尾保
〔鳥屋尾土佐力〕

〔後欠〕

一田邑
六

【史料⑨】

〔年代〕宝暦十二年（一七六二）十月十四日
〔名称〕〔神楽役指帳〕
〔様式〕横帳断簡一丁、縦13.4 cm×横37.5 cm
〔所蔵〕塩野家（目録番号四一六）

〔前欠〕

一手草
板木主馬
鳥屋尾土佐

以上

一荒神
鳥屋尾土佐
板木主馬

一岩戸
奏
板木主馬
神有理
跡
石塚 糺

一恵美須

一八戸
姫
錦織美濃
有理
古瀬式部

神
板木志富
蛇
錦織美濃

右成就如件

社司 田邊直治

宝暦十二
壬午十月十四日夜

【史料⑩】

〔年代〕寛政五年（一七九三）十月十四日
〔名称〕〔神戸里宇那手村熊野・八幡両社御供献上正定〕
〔様式〕横帳断簡三丁、縦13.0 cm×横37.1 cm
〔所蔵〕塩野家（目録番号四一八）

〔表紙〕

寛政五癸丑年

神戸里宇那手村 熊野
八幡 両社御供献上正定

神有月十四日 神主 田辺民恵

〔本文〕

御湯立

御供献上

總拜

祝文 社司 田辺政辰

先入拍子 板木穂中

板木穂中

次劔舞
石塚頼衛
板木仲躬
稲田禾穂

次御座
田辺貞美

次八乙女
阿理

次手草
初段
二段
三段
禾穂
満穂
頼衛
仲躬

一神祭
神能
神
頼衛
満穂

一八幡
大臣
宮人
神
民恵
満穂
仲躬

一荒神
神
神
神
禾穂
穂中

一田邑
將軍
宮人
跡
神
穂中
禾穂

一日御碇
神
大鬼
小鬼
民恵
満穂
アリ

右成就如件

【史料⑪】

〔年代〕文化十一年（一八一四）十一月九日
 〔名称〕^{〔朝間〕}権現社御湯立御神事神役^{〔正定カ〕}「
 〔様式〕横帳断簡二丁、縦12.7cm×横（31.5cm）
 〔所蔵〕塩野家（目録番号四一〇一）

【表紙】

文化十一年甲戌

〔朝間〕権現社御湯立御神事神役^{〔正定カ〕}「
 社司

十一月九日

田辺壽^{〔意〕}

【本文】

神戸里宇那手村
 朝間権現社瑞
 於広前御湯立
 御神事正定

一入拍子

古瀬満穂

古瀬求馬^{〔宇多川浮津〕}

〔繁之進〕
之進

〔中欠〕

〔手舞也〕
「」艸

初 求馬
後 浮津

一悪魔切

求馬

一榊祭

神 浮津
跡 満穂

一荒神

神 浮津
跡 求馬

一切目

神 アリ
跡 求馬

〔三番カ〕
「」番

繁之進

〔後欠〕

【史料12】

〔年代〕慶応三年（一八六七）十月十四日
 〔名称〕「宇那手村本居両社夜神楽神役正定」
 〔様式〕横帳断簡三丁、縦13.0cm×横37.0cm
 〔所蔵〕塩野家（目録番号四一〇一）

【表紙】

慶応三年丁卯神有月十四日

宇那手村本居両社夜神楽神役正定

神主田邊日向

【本文】

〔前欠カ〕

先劔舞

板木讚岐
田辺主殿
鳥屋尾信濃
宇多川志摩

次清目

宇多川和泉

次注連行事

神主

門神

信濃
主殿

次手艸

板木讚岐
鳥屋尾信濃
宇多川和泉
田辺主殿

以上

神能

一山神祭

神 主殿
跡 信濃

一諏訪

神 和泉
跡 信濃
讚岐

一武甕槌

神 日向
跡 志摩

一八頭

足 志摩
姫 アリ
姥 アリ
素 和泉
大蛇 日向

以上

成就御神楽
右尊敬者也

慶応三

神主田邊日向

丁卯十一月朔日

一日御碇

神 信濃
大鬼 和泉

小同

【史料3】

〔年代〕文化三年（一八〇六）カ
 〔名称〕「演説書」（幣頭松浦織司との争論に付）
 〔様式〕横帳、縦18.7cm×横26.3cm
 〔所蔵〕塩野家（目録番号三一―二）

【表紙】

演説書

【本文】

演説

一 神門郡宇那手村久奈為神社熊野権現・正八幡宮社職、従往古私家代々相勤」罷在候、右久奈為神社熊野権現察日」九月廿九日、正八幡宮十月十五日、往古は」社領等も余程御座候二付、両社共二毎年」七座神事執行仕候処、追々御取上ニ相成、今纔御供田御座候得共、元禄之頃迄は」格年二七座神事興行仕候、其後」寛延時分方至而小村之儀二御座候得は」五年廻り二七座神事致執行候、元禄」四未年迄は右之社、鑿取・市職、上之」郷村神職杖村宮徳与申者相勤居」申候、今之錦織先祖二而御座候、然処不」勝手二付、同年私家へ買取申候、此所之」儀は委敷相知レ、証文等所持仕居候」元禄七甲戌年造立迄は私家幣司」神主与御棟札ニも書載、社納仕罷在、一社」立御座候処、元禄十五年方幣頭附二」被仰付、其節私祖父壽栄方祭祀」七座・臨時之七座神事私勝手次第第二」取引可致旨、尤遷宮清メ神事之節ハ」其元御勤可被成由、致約諾、幣下ニ相成候、」其後引続宝曆年中迄は右致約」諾候通、相済来申候、宝曆三酉年、祖父」相果、伯父淡路家督相続仕罷在候処、」至而病身者二御座候故、宝曆五亥

年」是又相果、右之仕合ニ付而は不大形」衰微仕候、同年私親常松村社司石塚」糺致後見、私後職ニ相立申候、糺儀は」壽栄惣領二而御座候、然処宝曆十二」丑年神事致執行候処、前文ニも申上候」通、私家取続之程も六ヶ敷、大ニ及」衰微二候時節を見込ミ、幣頭松浦織司殿」方被答、出訴も不致、我俣ニ神事致執」行候段、難差捨置杯与被申越候得共、」後見私親糺儀存生ニ罷在候二付、糺返」答ニは、従古来祭祀七座・臨時之」七座神事は迄終ニ訴申候例、毛頭」無御座候、尤遷宮之節は致招請、若」清メ之七座神事致執行候得は、祝」詞御勤可被成格合ニ御座候、右遷宮之外、」祭祀七座・臨時之七座神事之儀は」古格ニ付、社司代々勤来候儀は御承知之」事ニ御座候与及返答候処、其後三年」過候而又々答置候、（後略）

【史料14】

〔年代〕安永九年（一七八〇）二月
 〔名称〕「神道常談秘説」上下巻
 〔様式〕縦帳、縦26.2cm×横18.6cm
 〔所蔵〕塩野家（目録番号五―四）

神道常談秘説上巻

（中略）

一 七座ノ神事ノ義、八ハ神道ノ美敷ナルヲ、七ヲ用タル詠不審ナル義也

八ハ美敷ト雖モ昧敷也、依テ七ノ吹敷ヲ以テ七座ト定メタル也、神コト」ハ吹氣ヲ起シ祭ル法故也

（中略）

神道常談秘説上巻終

神道常談秘説下巻

（中略）

一 神能古来ヨリノ神事ナルヤ、七座ノ神事ハ有之義ニ候ヤ七座ノ神事ノ始リハ古来ノ事ナル故ニ代巧ミシ人モ不知也、神能ハ」古来ヨリノ義ニ非ス、諸社七座ノ後、狂言ヲイタシタ也、其狂言ハ柴垣・採鳥・坐頭狂言

・木ヤリ歌四座・花子・今参、ナハ取交へ猶人ヲドケ」事ナト拵へタル戯ケ言サマノ也、然ル処、佐陀社八月廿五日祭祀、近郷」ノ社家会集シ、場所宜キニ付テ、七座ノ後、右ノ狂言ヲイタシタリ、」百年計以前、佐陀ノ下社家ニ猿田兵部生得才智アリテ、器用」者ナリシカ、四座ノ能ナトヲ少々見習、拍子アリテ万ヲモ覚アル人」ナリシカ、諸社家ノ狂言イタスヲ痛ミテ思ヒ、神能ト号シテ大社・日」御碕・龍神・住吉・惠美須ナト云能ヲ巧シ出シ、謡ノ文句・フシ・拍子」ヲ付テ諸社家ニヲシユ、狂言ニ替タルハ器用者ト云ヘキ也、夫ヨリ進々ニ」岩戸・三韓・大蛇等ノ能ヲ増作シテ今以テ神事勤行イタス神事」ニナレリ、扱神家ノ狂言専トイタシタルヨリ、世上ノ歌舞妃ハ出雲ヨリ」出来イタシタルト云ヘリ、中古以来ハ世タエス領主ノ争イ、戦カヒアル時」節故ニ、小社ノ神司ハ狂言ヲ以テ国守領主ノ氣ヲ慰メ、褒美・免」地社領ヲ賜ハル心願ヨリ狂言ヲ我レカチニ拵へ、氣ニ入叶フヤウニ」ヲケタル事ヲ平日出精シテ執行イタシタル也、当国大守直政公御」入部早速ヨリ外中原社家ノ弟掃部ト云者、狂言ノ稽アリ、就」中柴垣ヲウツ事、謡フ事、ウツクシク、打音、手振ノワサヨク、拍子」等勝レタルニヨリ、度々召出サレ、御懇意不浅御紋ノ衣服度々」拜戴イタシ、穿人者ナルヲ以テ終ニハ取立モナサルヘキホトノ処、意宇郡」揖屋神社ノ別火子孫断絶イタシタルニヨリ、掃部ニ下タサレ、社御」建立五十三石ノ社領付テ神職ニ在附シモ、狂言ノ稽故也、綱近」公ノ御時モ御召出サレ、御伽噺イタセシ由、年寄候テ立働キ叶」ス、御能アリシ時、ホメ言イタス役ナト仰付ラレタル也、其外神門郡方」ンタチノ社家ノ妻女中將ト名付テ男子ノ狂言稽ヲイタシ、是モ」召出サレ、諸社へ参、名振タル女也、御城下ノ社ニモヤトイ呼ヨセ、狂言イ」タセシ事、今以テ老人ハソソジタルモノ有リ

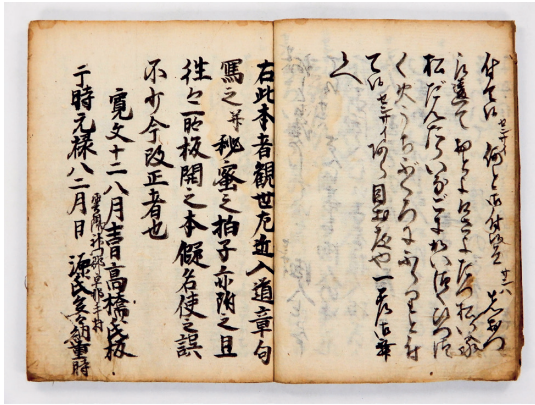
神道常談秘説下終

（中略）

安永九年

庚子二月日

田辺政辰敬書



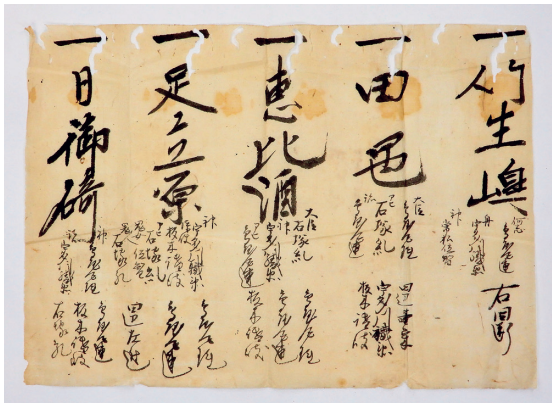
【史料4】「式三番・合鼓切目・住吉能・塩舞能」



【史料1】「神門郡神戸里五社御祭礼」



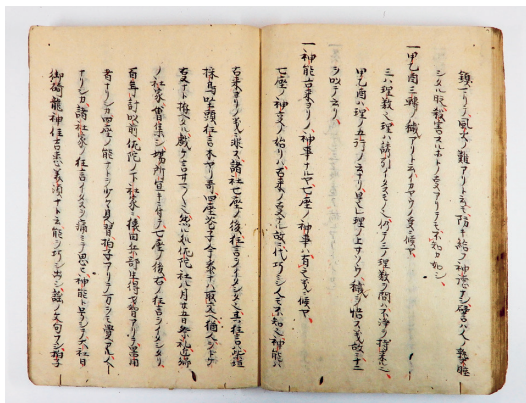
【史料5】〔神楽台本〕 (左) 奥書と「次第」の手附、(右)「一セイ」の手附と目次



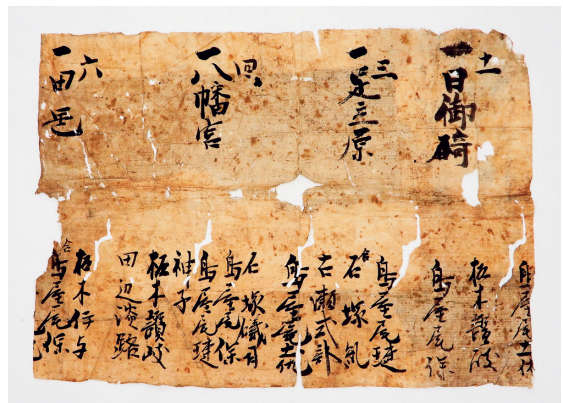
【史料7】〔神楽役指帳〕



【史料6】〔神楽台本〕



【史料14】「神道常談秘説」上下巻



【史料8】〔神楽役指帳〕